

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 4 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 6 月 12 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 6 月 22 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 29 年 6 月 22 日 午後 3 時 17 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	生涯学習課長	藤原勝美	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課主幹	石川波江	○
総務課主幹	小泉政敏	○	学校給食センター主幹	阿部勝弘	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課参事	森井研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
住民企画課主幹	松木幸次	○	監査委員会事務局長	松橋正樹	○
保健福祉課長	川口昌志	○			
保健福祉課主幹	小野淳子	○			
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小野敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬雅祥	○			
産業振興課主幹	近野幸彦	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課参事	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松橋正樹	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 渡邊 直樹 7番 山内 彬
2			会期の決定	自6月22日 2日間 至6月23日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	35	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	36	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	37	契約の締結について（津別町森林現況解析業務及び津別町森林ICT活用基盤構築業務）	
9	〃	38	財産の取得について（その他プラスチック圧縮梱包機）	
10	〃	39	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
11	〃	40	平成29年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
12	〃	41	平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	42	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
14	〃	43	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
15	〃	44	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
16	報告	2	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
17	〃	3	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
18	〃	4	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
19	〃	5	株式会社相生振興公社の経営状況について	
20	〃	6	例月出納検査の報告について（平成 28 年度 2 月分、3 月分、4 月分、平成 29 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから平成 29 年第 4 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
6 番 渡 邊 直 樹 君 7 番 山 内 彬 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 23 日までの 2 日間にしたいと思います。
ます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 23 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、認定こども園の利用者負担額の誤りについてであります。国が定める水準を限度として、津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を制定し、認定こども園の利用者世帯の所得階層に応じた利用者負担額を定めているところでありますが、このたび、この条例規定の中で支給認定保護者の属する世帯の所得階層区分の定義規定に誤りがあることが判明いたしました。

このため、平成27年4月の開園当時からの利用者負担額の確認を行いましたところ、町において本来の所得階層区分とは異なる階層の利用者負担額を認定し、過大に利用料を納付されていた世帯とその額が、平成27年度で1世帯6万3,700円、平成28年度で2世帯3万1,850円、平成29年度で1世帯2万3,100円であることが判明いたし

ました。

過日、認定事務を所管する保健福祉課において、該当する利用者世帯と認定こども園を訪問し、内容のご報告とおわびを申し上げたところであります。

今後、認定こども園から対象世帯への差額返還と、町からは、認定こども園に対する運営費補助の再精査による差額が生じることとなりますが、これらにつきましては、認定こども園と十分連携し、事務手続きを進めてまいる考えであります。

対象となりました世帯並びに関係者の方々には、多大なご迷惑をおかけし、また、行政に対する信頼を損ねる結果となりましたことに対し、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

また、このたびの件につき、国及び道からの給付費交付金の再確認を行った結果、過年度におきまして算定誤りがあり、一部交付金の返還が生じることになる見込みであります。額が確定次第、改めまして必要な措置を講じたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、今定例会におきまして、このたびの条例規定の不備を正す条例改正案、並びに認定こども園運営費補助の再精査により生じます負担金の差額につきまして、補正予算案を提出させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、阿寒摩周国立公園への名称変更についてであります。昨年4月、公園内11市町が環境大臣及び関係機関に対し、名称変更の要望書を提出したところですが、このたび、8月までに官報に告示され、正式に「阿寒国立公園」から「阿寒摩周国立公園」に変更されることが決定いたしました。

阿寒と摩周を組み合わせることにより、国内外に対し、この国立公園の魅力をより強く発信することができ、今後、観光客の増加が期待できることから、風光明媚な津別峠につきましても、この機会にその魅力を大いにアピールしてまいります。

次に、まちなか再生事業についてであります。5月31日、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定業務にかかる、5社によるプロポーザル提案説明を一般公開で実施したところ、約30名が傍聴に訪れました。その後、プロポーザル委員会による審査を行い、札幌市の株式会社コムズワークを優先交渉権者として選定し、同社と協議調整を行い、委託業務契約を締結いたしました。

今後につきましては、7月6日にまちなか再生協議会を開催し、計画策定に向けた取り組みをスタートする予定であり、協議会委員をはじめとする町民の皆さまとの共感づくりを重視した計画策定を進めてまいります。

次に、網走川流域一斉清掃事業についてであります。6月18日、網走川流域の会の主催により、流域1市3町において一斉に実施されました。この会は、網走川が育む独自の文化や風土、そして豊かな海と大地の恵を次世代に引き継ぎ、持続可能な地域協議による、人、産業、自然が共生する流域社会を目指すことを目的に、流域住民をはじめ各団体、企業、大学、研究機関及び行政機関により構成され、今回が2回目の実施となりました。

津別町においては、農業者等90名が参加し、弁慶岩付近の網走川を清掃し、大型ごみ袋30袋、130キログラムのごみを回収し、流域全体では421名、1,350キログラムのごみを拾い集めました。

海と大地が川を通じつながっている意識、その環境を守る思いを一つにし、目的達成に向け、津別町もその役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、大地と海をつなぐ植樹についてであります。6月20日、網走川流域の4JA、網走漁協、西網走漁協、網走開発建設部、オホーツク総合振興局、及び流域各自治会関係者128名が参加し、「樹を植えて豊かな海を育てましょう！」を合言葉に、弁慶岩付近の網走川左岸側において、大地と海をつなぐ植樹が行われました。

自然環境の保全と回復に努め、豊かな自然を未来に残すことの大切さと、海と大地にかかわる産業の共存と共生を目的とし、ヤチダモ、カツラ、ハルニレなど7種類の広葉樹苗木390本を植樹しました。今回を含め、平成23年から7年間に1,852本の植樹を行っており、津別町も上流域としてその役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、木質ペレット製造施設の火災についてであります。6月18日、午後6時30分ごろ、製造施設内から出火し、内壁の一部が焼損しました。翌日9時30分より、美幌警察署と津別消防署による現場検証が行われ、出火原因につきましては、施設内に保管していたペレット成形機内リングダイの交換メンテナンスに伴う、研磨粉と木くずの高温の生成物から出火したものと判断されたところです。

今回の火災につきましては、生成物の保管方法に注意していれば防げたものであり、

協同組合及びメンテナンス会社の双方に再発防止に向けた対策を指示したところでは、

町民の皆さまの財産である公共施設の管理には、細心の注意が必要であるにもかかわらず、平成 23 年 11 月に続き、再度火災を発生させたことに対し、深くおわびを申し上げる次第です。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6 月 14 日現在、一般土木工事関係については、町道 138 号線改良舗装工事ほか 6 件、6,406 万 7,000 円 (34.5%)、一般建築工事関係については、津別小学校等煙突改修工事ほか 8 件、3,859 万 7,000 円 (15.7%)、簡易水道・下水道工事関係については、大昭配水池計装盤更新工事ほか 6 件、2,891 万 2,000 円 (18.9%)、設計等委託業務関係については、町道 201 号線道路側溝改修調査設計業務ほか 11 件、1 億 1,169 万 4,000 円 (47.7%) であり、平成 29 年度予算分について、総額 2 億 4,327 万円で 29.7%の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例改正案、一般会計・特別会計補正予算案等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は、答弁を含め 60 分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間

も含めて 90 分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

1 番、篠原真稚子さん。

○1 番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねします。

1 件目の子どもの貧困対策についてですが、厚生労働省が 2012 年国民生活基礎調査を実施したところ、子どもの相対貧困率が 16.3%で、6 人に 1 人が貧困の状態にあると報告しました。その後も増加の傾向にあり、直近の 2015 年には、4 人に 1 人とも言われております。私は、2015 年 9 月議会で子どもの貧困問題に対して質問をしております。当時教育長からは、子どもの貧困問題は大変憂慮すべき事態であり、町長部局と連携しながら北海道の計画をもって考えていきたいとの答弁がありました。

まず、最近、子どもの貧困にかかわる度重なる悲惨なニュース等を聞き、町民の方もこの貧困問題に対して心を痛めている方が多くいらっしゃるのではないかと思ひ質問しておりますので、一問目の回答をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは 1 点目のご質問にお答えいたします。平成 27 年 9 月定例会におきまして、子どもの貧困問題は大変憂慮すべき事態であると認識した上で、これまで講じてきた町の各種支援対策についてご説明し、さらには当時、道が着手した北海道子どもの貧困対策推進計画の完成を待って、本町が行っている現行の支援のあり方や道の計画との整合性などについて検討してまいりたい旨の答弁を行っていることを承知しております。道では、この北海道子どもの貧困対策推進計画をもとに子どもの貧困対策を効果的に推進するため、平成 28 年 10 月から 11 月にかけて、北海道保健福祉部と北海道大学大学院の協力のもと、北海道子どもの生活実態調査を実施し、平成 29 年 3 月に集計結果をまとめました。その後、6 月 7 日、道議会少子・高齢社会対策特別委員会にて集計結果について報告がなされたこと北海道通信に掲載されておりました。

北海道子ども貧困対策推進計画には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によっ

て左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目指し、相談や教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、経済的な支援の四つの柱に沿って教育、福祉、産業など関連分野が連携して総合的に推進することが重要である」と示されております。

本町におきましては、これまでもすべての子どもたちが教育を等しく受けることができるよう教育委員会では、学校教育法の経済的就学困難への援助義務に基づく就学援助の充実、就学援助が該当しない津別高校生に対しまして、振興対策事業として教科書代全額補助、入学時校納金の一部補助等、平成 28 年度からは、新たに制服代の全額補助、国公立大入学一時金 30 万円の給付の制度を創設いたしました。保健福祉課におきましても、児童扶養手当や乳幼児等医療費助成事業等、住民企画課におきましては、本年度から奨学金返済免除の制度を創設するなど、子育て支援の充実に努めてまいりました。

一方で、北海道子どもの貧困対策推進計画の柱の一つ目であります教育分野における相談支援の充実につきましては、今後も学校がプラットフォーム的な大きな役割を担うものと認識しております。すなわち、子どもたちにとって身近で信頼できる大人は、何といたっても教職員であり、子どもたちや保護者が孤立することなく安心して暮らしていくために、不安や悩み等をしっかりと受けとめ、既存の各種支援につなげる役割はますます重要と考えております。そこで、昨年度まで保護者をはじめ幅広い教育相談のニーズに応えるために、中央公民館に週 1 回勤務していた教育相談員について本年度から月曜日の午前中を小学校、午後からは中学校に派遣し、子どもたちがより相談しやすい学校環境整備に着手いたしました。

次に、教育支援の充実につきましては、報道番組や新聞等で下校後の学習サポートの取り組みが紹介されておりますが、基本は、学校の授業の充実にあるというふうに考えております。本町の小学校、中学校におきましては、教職員が熱心に校内研修に努め、子どもたちの意欲を高め、基礎基本の定着のみならず、思考力が表現力を高め、よりよく生きるための確かな学力をつける指導や豊かな心を育む指導の工夫改善に努めております。さらには、施設設備や教材教具、教育機器といった物的な教育環境整備だけでなく、町費採用教諭の配置や学習支援員の増員といった人的環境整備にも努

めてきたところ です。

今後の展望であります が、議員の心配されている相対的貧困率の上昇、明らかな経済格差につきましては、一層深刻の度合いを増す難解かつデリケートな課題であると意識しております。したがって、この3月にまとめられた北海道子どもの生活実態調査集計結果等さまざまな情報につきまして教育委員会はもちろんのこと、町長、福祉、産業等の関連する部署と連携し、これまでの各種支援の充実や本町の実情に合った効果的な取り組みの検討に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今教育長のほうから大綱というか推進計画に基づく大綱の答弁がありました。私は、16.3%ということで必ず津別にも、相対的貧困といわれるご家庭の方がいらっしゃるのではないかと。報道でされているような実態であるかどうかは、なかなかつかめないのが現状なのですけれども、人数の多いところ、数人の16.何%と100人、1,000人いる中でいろんな事業を組み立てていくところとは随分違っていて、ただ、札幌等でやっている遅くまで働く家庭のお子さんに対しての夕方の居場所等もこの事業の中の一つに組み入れており、子ども食堂というのが最近都市部ではたくさん出てきております。そこで、お手伝いをしているボランティアの人の話を聞いても、なかなか厳しい状況にある子どもがいるということで、この反対に相対とその絶対的なのというところは、いろんな形でもしかすると見える形で支援の手が差し伸べられるのかもしれないのですが、相対的貧困というところのとらえ方が非常に難しく、場合によっては業者がするのに手助けするのに甘いんじゃないかと思われるような部分もあるのかもしれないと今回勉強している中で感じたところもあります。それは、完全にお金が欠乏しているというか、俗な言葉で言うと貧乏ではないのだけれども、ある程度の収入があるのだが十分ではない。子どもの希望がかなえられるような状況にないということで、その相対的な貧困の家庭はいろんなところで我慢を重ねてきているんじゃないかというような心の問題に発展をしているというようなところがあり、それと先ほどの答弁にもありましたが、単に教育委員会のみならず、いろんな総合的に今町長だとかあるいは福祉部局だとか、まちづくりだとか、

そういうところにも関連がするということなのですが、答弁の中で大体のところは感じ取りました。しかし、津別の中にもある程度の数のお子さんがいらっしゃるということでもありますので、学校を中心としたというか学校をプラットフォームにしながら身近なところで顔の見える、それを行政のいろんな範囲の中に広げていって、ここに住む子どもたちがそういう中で我慢を強いられる子どもの期間を過ごさないための努力をしていただければというふうに思います。この点でほぼわかりましたけど、何か感じた中で具体的にこんなことができるということがあればお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 相対的貧困という部分に触れられておりましたけれども、子どもたちの内面の中でどうして自分だけというような我慢を強いたり、進学したくても都合でできないというような悩み、それからそういった苦しみというものを持っていることがあるだろうという前提に立って先ほどの話の中に学校の身近な学校の教員が相談者となってということを実施していきたいというふうにお話しをさせていただきました。学校がプラットフォームということは、あくまでもプラットフォームですから学校だけではなく、地域の民生委員の方々や町内会の方々、近所の方々がいろんな目配りをしながら子どもたちに日ごろのあいさつをしたり、声かけをしたり、ちょっと様子を変だぞというようなことがあれば町の保健師に相談したり、学校のほうに情報をいただいたり、そういった地域ネットワークというものがこれから一層大事になってくるだろうなというふうに思います。津別町、人口がコンパクトな町ですから、そういった人と人とのつながりというものを大事にして、子どもたちの困り感、さまざまな困り感があると思います。そういったものをキャッチして1人では解決できませんから、それをいろんな人たちとつないでいく、行政のほうとつないでいく。素早く子どもたちの課題を解決してあげるように努めていくことが大事ではないかなというふうに考えているところであります。学校を中心として子どもたちの育成、健全な育成について努力していきたいと考えています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 学校を中心としてということ、そして放課後

ということで、学校が子どもたちにしっかり教育をしていくというふうなお話しもありました。相対的貧困の中で問題にされている報道されているということなのですが、その大きな問題は、やっぱり貧困による学力というか学校に行けないとか、十分な力を付けられないでいる。極端に言うと塾とかそういうところに行くお金が出せないためにというような報道もなされていて、それが十分なみんな行く上の学校に進学できないことによる職業の選択にも影響が及ぼされているというような話なんかは割とクローズアップされてきているのかなというふうに思います。津別の小学校の生徒数もたくさんの数じゃない少人数学級であり、細かな手当てをされていると思いますが、放課後等を使う中で、学校としてできるようなさらに学力を向上させられるような形で何か取り組みができるようなものがあれば、現在例えば何か以前に短期間でも子どもたちの学力アップのために、こんなふうな試みをしたということがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） お話にありましたように、これまで町費教員を配置して少人数学級という部分に努めてきて今の中学校3年生が最後の年になっていると思います。現在、中学3年生が二学級という形になりますが、それぞれ小学校、中学校の学力・学習状況調査の結果を見ますと、しっかりとした向上という部分が見られているところであります。また、小学校ですけれども、本年度から学習用のドリルといたしますけれども漢字ですとか計算のドリルについて全校で共通したものを使って、1年生から6年生まで指導法を共通して取り組もうという研修がなされています。当然それを宿題等にしますので、家庭に持ち帰って勉強するわけですが、家庭での学習もとりかかりよく、きちんと進められることができるように放課後の帰ってからの家庭学習の指導というものについても各学校で力を入れて取り組んできているところであります。さまざまな活動が関連し合って、子どもたちの学力、それから心の部分、育ててきているという部分で手応えを感じているところでありますので、これからも学校のほう物的支援、人的支援に心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 これを調べる中で、学校の学力を向上させる

ということももちろん大切なものだけれども、人間としてしっかり育てていくという期間があるのじゃないかというのもありました。それで、経済的支援だとか学習支援だとかいろんなサポートは財政的に難しい面もあるというふうに考えたときに、子どもとか人間がつくられていく時期がある研究によると5歳ぐらいまでに徹底した教育とか、そういうふうにすると学力じゃなく人間として生きていくために必要な力というのが植えつけられるというような話もありましたので、幸いにして津別町はこども園とか、子どもの就学前は一カ所で小学校も一つというふうなところにありますので、わざわざ上に上がってから無理やりとか、難しいものをつけていくよりも、その段階でしっかりとした基盤をつくって行って、差のつかないような子どもをつくっていくというふうなところもあるようですので、ご検討いただきたいと思います。

これは、特に出していたのではなくて、そういう取り組みをしているところもあるということで、お含みおきいただき、総合教育会議、そういう中でいろんな話が出て、より津別町の子どもたちがいろんな意味でレベルアップできていけばいいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、項目の二つ目になるわけですが、現在、小中学生に支援をしている、先ほど小中学校では要保護世帯だとか準要保護世帯に対する就学援助それぞれされていると思います。高校生はいろんな取り組み、津別高校の間口対策等の取り組みでどの学校よりも多分充実されているのだらうと、進学に向けても今年の夏からは公設民営塾というようなことで、そちらに対しての親への支援というのはあまりないかなというふうに思いますが、小中学生における要と準との中で、要支援の方には就学援助がされて、両方ともにされているのですが、制度がちょっと違って国がしたり、市町村がする部分があって、ところによってはばらつきがあるようなことも見受けられますが、現在、周知方法と、それから調べたところによると、そもそもその制度自体が知らない子どもがいると、2割ぐらいいたという数字を見ました。そして、実際には要綱というのですか、ものをもらっても出さない人が5割いたというようなことです。本来、支援が必要であれば、やっぱりその人たちに必要な支援が行き届くような周知の仕方とかPRの仕方とか、そういうことがあったほうがいいかなというふ

うに思っていますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 二つ目の本町における就学支援の状況についてお答えいたします。就学援助制度の周知の手続き、方法につきましては、毎年3月から4月にかけて新入生だけでなく、在籍する全員に「町の就学援助制度」のお知らせ文書を学校を通じて配布し、就学援助の希望がある世帯は、学校の担任や事務職員、または生涯学習課に申し出ていただき手続きをする運びとなっております。転入の際の説明や各種相談事業での助言等により必要に応じて年度途中からの申請にも対応させていただいております。また、就学援助費の対象項目につきましても、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等、満度の支給を行っておりますし、昨年度末には、これまで中学校入学後に支給していた新入学生徒学用品費等を小学校6年生の3月に支給時期を変更し、この制度の充実に努めてきているところであります。

なお、これまで「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要領」では、補助の対象者が市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者と定められているところから、小学校1年生については、就学援助認定後でなければ新入学児童学用品費等を支給できませんでしたが、本年4月、国の要綱の補助の対象者に、「就学予定者」の保護者が追加されました。このことにより新入学児童学用品費等も小学校入学前に支給できることが可能となりますので、現在周知や手続の変更についても検討しているところであります。ここ数年間の本町の就学援助制度の利用状況ですが、平成25年度は38名、11.99%、平成26年度は39名、12.46%、平成27年度は39名、14.55%、平成28年度39名で15.42%、平成29年度、本年度ですけれども現段階で35名、13.41%となっております。

平成29年3月に文部科学省がまとめた「平成26年度就学援助実施状況等調査」等結果によれば、平成26年度の小中学校全体の就学援助率は全国で15.39%、北海道22.53%です。本町の平成28年度の就学援助率と比較しますと、小中学校全体の利用者は全国とほぼ同じくらいですが、北海道の中では就学援助制度の利用者が少ない値となっております。

この制度の周知方法につきましては、文部科学省がまとめた「平成26年度就学援助

実施状況調査」等結果によりますと、入学、進級時に書類を配布する方法だけでなく、町のホームページに制度を記載する方法が紹介されております。本町も制度について紹介文と生涯学習課にお問い合わせくださいとの記載をしておりますが、申請様式へリンクさせたり、複雑な申請は不要である現状等を丁寧にお知らせする工夫、自治体の広報紙等に制度を記載したり、就学案内の書類に記載したりする工夫を行い、就学援助制度の周知に努めなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今教育長のほうから津別町の実態を含めて、それと現状までどのような方法を講じていたかということについてお答えがありました。就学援助も要のほうは、割と就学前からそういう手続きができるのではないかと、いうふうに感じるかもしれないのですが、準要保護というのはちょっと何かいろんな数字があるようなので、その辺のところとか含めて、例えばそういう子どもにかかわる保育園なら保育園、まもなく就学するそういうところとか、そういう制度の理解というのを紙1枚でペーパーでももらうのではなくて、こういうふうになるとこんなふうな支援の仕方があるのですというようなことを、子どもと接している環境にいる人たちにそういう学習会というのでしょうか、こんな制度があります、ですから安心して学校に行けますというのはあれですけれども、そんなようなことで学校だとか保育園だとか、そういう担当者がこの制度に対してきちっと理解をするということも大切なんじゃないかというふうに思いますので、その点を一つ全体でできるようにお願いをしたいと思います。

それと、スクールカウンセラーじゃないのですけれども、相談員の先生が週1回小学校と中学校にいるということなのですが、経済的な問題というのはなかなか相談というのは、そのことだけではなく配置されているのだろうというふうに思いますが、やっぱり制度の中身を子どもを扱う仕事をしている人たちすべてに理解をしてもらうと必要などころに必要な手が差し伸べられるのではないかと、いうふうに思いますので、今後に向けてはその辺でお互いに理解をするという意味での勉強会みたいなことと、合わせてちょっと今話途中ですけれども、いろんな今子どもたちに直接全員の子ども

に手渡しをしている、それから補助金という冊子になったものにもあります。いつでも受けられますというのがあります。今ちょっと言われていたら失礼ですが、ネットや何かですというか、ホームページや何かでそこを特化したような就学時期にこういうものがありますというか、あまり数ページの中から選んでいくというのはなかなか難しいかなというふうに思いますので、どこかの中で最近は新聞を読んだり、町から出されているものはもちろん、必要がないとなかなかそれで調べるというのは日常的にはそんなに簡単なことではないというふうに思いますので、あらゆるそういう方法、使って周知をし、必要な人には必要な支援ができるような方法を組んでいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ご指摘いただきましたさまざまな保護者、就学前から保護者に対する説明する機会の工夫。それから、灯台下暗しではありませんけれども教育関係者への再周知、過日、校長会議がありましたので、この話題も再度触れさせていただきましたけれども、教育関係者へもこういった諸制度についてしっかりと意識してもらおうということが必要だなというふうに感じております。そういった場面をしっかりと設定していきたいというふうに考えております。

あと、教育相談員の部分でありますけれども、なかなか難しいところがありますけれども、学校の教員が子どもたちに接する、プラスかかわる大人の目を一人でも増やして子どもたちを見守っていきこうという趣旨で配置しております。今のところ直接成果というものはありませんけれども、逆に言うとなんかいいのかもしれないけれども、長い目でそういった相談体制を充実させていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 いずれも非常に貧困の問題というのは、あまり声を大きくして言うようなものでもないし、該当する人には非常にデリケートな問題であるということ踏まえながら、できることがあれば生徒相互にそのものを理解するというふうにしていただければというふうに思います。大体方法等につい

ては理解できたところですので、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問についてですが、今年度行われる住民満足度調査について、以前も結果に基づいての質問をさせていただいたことはありましたが、今年度も秋口に満足度調査をしたいというような話が町政方針の中にありました。それで、こういう満足度というのは、他の地域でもいろんな形で調査されていると思いますが、前回の中で少し気になっているので、あわせてここで質問することになった経緯についてちょっとお話ししたいと思います。25年のときの調査表の配布は1,589で、27年はいろんな中から少し絞っていったというのはわかります、それで1,000になりました。それから、有効回収数というのもそれぞれありますが、その率が最初的时候は36%、それから27年では31で5ポイントほど減少しています。それは、同じことだからとか内容にもっと違うことを聞いてほしいというのがあるのかどうか、総合計画に基づいて事業をどのように町民が評価されているのかというようなところが満足度調査の狙いであるというふうなことも書かれているのですが、せっかくの機会でたくさんの中から出されて3割あれば大体良しとするのかどうか、その辺のところよくこういう集計の専門家だったらどんなふうな数字をとるのかわかりませんが、ちょっと5ポイント減少しているというところが少し気になります。今回実施にあたって、これからいろんなことが検討されていくのだらうというふうに思いますが、抽出の条件の中に前回までは20歳以上が選挙民というか選挙の年齢に達した人を抽出していったのではないかとこのように思いますので、本当はもっと小さいというか、なかなか声が届かない、子どもたちの声がなかなか聞かれない、私たちも聞くことが難しいとか、その辺のところなるべく年齢が少し下がったほうがいいかなというふうに感じているのですが、抽出する方法等いろいろあるかと思しますので、今回は選挙制度が変わって18歳以上が投票可能になりましたので、その辺のところを含めていただきたいなということと、それから同じようなものとするのか、特に何回かしていく中で今回新たにこういうような項目を入れたというようなものがあれば最初にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 篠原議員さんからの住民満足度調査についてのご質問がございましたのでお答え申し上げます。議員ご承知のとおり、この住民満足度調査は、平

成 23 年 11 月に最初に行いまして、その後、隔年で 25 年 10 月、27 年 11 月と過去 3 回実施していますが、改めてその状況からまず説明させていただきたいと思います。

まず、抽出条件ですけれども、いずれも標本調査といたしておりまして 20 歳以上の無作為抽出によりアンケートの送付先を決めています。23 年度は 1,600 人抽出いたしまして抽出後に町民でなくなった方など、死亡だとか転出だとかを除きまして 1,589 人に配布したところ 579 人から回答があり、回収率は 36.4%でした。25 年、27 年につきましては、統計上の確率の観点から送付人数を 1,000 人抽出し、抽出後に町民でなくなった方の分は補充いたしまして 1,000 人に配布したところですが、どちらの年度も 310 人の回答であり、回収率は 31.0%となりました。

設問数につきましては、いずれも 21 問として各施策について 20 問、最後の 21 問は自由意見の記入としてきました。また、各施策 20 問につきましても、単に満足度の度合だけでなく、それぞれ意見が書けるようにしてきたところです。

施策の内容につきましては、定点調査として各施策の満足度状況を確認するため、基本的な施策は変更せずにアンケートを行ってきています。そのため施策のくくり方も大きなものとしており、各問いの説明文において細かな施策の展開状況を説明するようにしてきました。

今年の実施年として準備を進めているところですが、過去の例を参考に現課から次のような基本設計案が出される予定となっております。一つ目としまして抽出条件につきましては、10 月 1 日現在の住民基本台帳に掲載されている 18 歳以上の町民から無作為に 1,000 人を抽出する。二つ目には、施策の選択と設問数につきましては、施策についての再検討を行い、新しい項目を加える場合は現在の項目を減らし、質問数は 20 問とし、これまでどおり自由意見の記入を 21 問目とするという考えでございます。

今月 27 日に開催します政策調整会議において基本設計案を協議する予定であり、その後施策の再検討、さらに各施策の内容説明等の修正を行いまして、11 月実施に向けて準備を進めたいと考えているところです。

なお、議員から提案のありました 3 項目の施策の選択の具体的なものについてでありますけれども、これらにつきましても…、これはまた次に質問されるような形になりますか。今のところこれで回答とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 過去3回の中でいろいろあって、1,000人になって減ったというところが5%減った、5ポイント減ったというのがどのような原因なのかといってもなかなか難しいかなというふうに思いますけれども、その辺のところ、やっぱりできるだけ多くの方がせっかくのことですから回答できるような今までの郵送だけだとなかなか、それがだんだん大変になってきているのだとしたら、もう少し回収率を上げるような町民の方がどんなことを考えているのか、それぞれの項目の下に記述欄もあるということなので、やっぱりもう少し率が上がるような工夫というのを一点していただきたいというふうに思います。それで、これは定点みたいなものでも過去だんだんによくなっているとか、どうなのかと、最初の1回目のときは、ちょっと記憶で話すとなかなかのですけれども、まださんさん館ができたばかりの時の話では、なかなか認知度が非常に低かったような数字があったので、今はだんだん上がってきているのだろうというふうに思いますけれども、そんなふうなことを考えても、毎回いろんなことを聞いていくということでは、なかなか大変なことなので、一定の設問で、そして少しずつ認知度も高くなり理解も増えてきていったというのが、強いて言えば町民が満足されているというふうなことにもつながっていくのかなというふうに感じとりますので、やっぱり回収率がもうちょっと上がる努力というか、そんなのができればいいなというふうに思っています。それは、あれば答えていただいて。

次の二つ目には具体的にというか、記述は本当にいろんなことがたくさん書かれていて、20項目の中の具体的にまだたくさん書かれていることもあるのですが、私は重複していればあれですけれども、住み心地みたいなもの、これはどうなのかと単純に1回聞いてみたらいいのじゃないかというふうに私は基本的に思っています。何があれどうなのかということも確かにありますが、なかなか行政のこんなのがあったら住み心地がよくなるんだよね、というようなことがどんどんどんどん書かれていけばいいのですけれども、そうでないかもしれないし、あるかもしれないのですけれども、まず単純にどうなのかというものが簡単にあったらいいかなというふうに思っていますので、それは検討していただきたいなというふうに思います。

それから、それぞれ最近業者の中でよく言われたりなんかするのですけれども、自分が払っている税金に見合うサービスを受けているのかという、これはすごく難しいことなのですけれども、そういうのも漠然と聞いてどうするのだと言われると非常に難しい問題もあるのですけれども、そういうようなところが住んでいてどうこうということにもなっていくのかなというふうなことがありますので、これ今回でやめるということでもないのであれば、難しい項目でいろいろ聞いていくよりも、さっと瞬間的にどうなのかというようなこともあってもいいかなというふうに私は個人的に思いましたので、そんなことを入れてみましたので、その辺についてのまず回答をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、回収率の関係ですけれども 30%がいいのかどうかということでありすけれども、これはもちろん高ければ高いほうがいいわけでありす。それに対する高めていく方法というのは、いろいろあるかというふうに思ひます。そういった中では、例えば業者に委託するという方法ももちろんあるかと思ひますけれども、これには当然委託費がかかってまいります。あるいは、自治会、町内会にお願いをして回収をしていくという方法もあるかというふうに思ひますけれども、これもいろんなことを皆さん書かれていますので、それを守秘義務の観点から、もしやるとすれば検討していかなければなりませんし、何よりも自治会のほうにそれは大変なことなのでまた仕事が増えるので、ちょっとどうかなというお話も出てくることもあるかというふうに思ひます。そんなこともありますので、できるだけいろんな町が使える伝達手段、こういったものを通じて少しでも上げていきたいなというふうに思ひます。例えば、合併の問題だとかさまざまそういった部分のアンケートでいきますと非常に高い 80%近くになるようなアンケートの回収率とかということになりますけれども、一面で 30 あるいは 20 とかいろいろありますけれども、そこであれば大体この辺でいいよというふうに思われているのかなという感じもしたりしています。それは、結果を一番直近のいでいけば平成 27 年ですけれども、これを見てもどの項目もほとんど「満足」と「おおむね満足」が中心になっています。ただ、私個人的には、着目しているのは、「わからない」と答えている欄です、これがどの程度になっているのかとい

うのが、定点調査ですので、23年、25年、27年でその項目がどういうふうに推移を
しているのかということに着目しているわけですが、この中を見ていきま
すと27年でいくと、「わからない」と答えた一番が財政運営の取り組みなのです。こ
このところが110の方がそれまでは「おおむね満足」のところが一番多かったの
ですが、初めて27年で…、逆ですね、それまでわからなかったのが、「おおむね
満足」が一番にこの年になりましたけれど、110の方が財政運営の取り組みにつ
いて「わからない」と答えています。その次に多かったのが津別町の観光施策全般
の取り組みについて「わからない」という方が100人おられたのです。それか
ら、増えた部分でいけば、環境に優しいまちづくりの取り組み、これは93人で
して前年度より増えているのです、「わからない」という方が。それから、あと、
100人前後のところでは、国際交流、都市観光交流の取り組み、これも「わか
らない」という方が87人、それからまちなか再生事業と公共施設の整備84人、
それから学校教育の取り組み78人というふうになっております。ただ、個別に、
例えば子どもの医療費無料化の質問が学校教育の部分も含めてあるのですけ
れども、ここの部分がほとんどの方が「賛成」というような答えを出してい
たりします。ですから、ここの「わからない」というところに着目して、わか
るように理解していただくようにする努力が必要になってくると思
いますので、今年度また進めるにあたって、その数値が少なくなって、そし
て「満足」だとか、「おおむね満足」のところに移行していくような形をぜひ
とっていききたいなというふうに思っているところです。

それから、議員のほうからお話のありました事前質問の中で、3項目の
施策の選択の具体的なものということで出されております。その一つが住
み心地についてでありますけれども、これは実はこれまでの問いの中で、
「今後も津別町に住み続けたいですか」という問いを行っております
ので、類推可能ではないかというふうに考えています。また、ほかの
先ほどお話しされました「納めている税金に見合うサービス水準
であるかどうか」、それから「もっと充実してほしいと感じている
施策」などがあればよいと、こういったことが残り二つとして質問が
されておりますけれども、この二つにつきましても、これまで自由
意見の中で書かれている内容であります。そうではありますけれども
施策の問いにつきましては、これから再検討することといたして
おりま

すので、議員のご意見も参考にしながら本年度のアンケートの内容を確定していきたいというふうに考えています。

それで、もう一つですけれども、先ほど議員がおっしゃってありました「納めている税金に見合うサービス水準」です、こういう問いをするかどうかということもあります。これ非常に難しい、あまりにもダイレクト過ぎてわかりやすくていいのですけれども、例えば税金の免除を受けられている方もいますし、それから滞納されて少しずつ分割されて納められている方たちもいるわけですし、もし無作為抽出でそういうところにあたると、すごく嫌味な感じにもまた受け取られるというふうに思います。それと、納めている額も大きい方から少ない方さまざまあって、これは少し慎重に考えなくてはいけないのかなというふうに思っていることを申し添えましてお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今回の質問をするにあたって私も27年に実施されたものを見ました。それで、先ほど町長の答弁の中で「わからない」と答えたのが観光施策、それと財政運営と環境にやさしいまちづくり、これは合わせて満足度の点数が低いところなのです。ちょっと拾ってみたのです、観光のところは36.4、「満足」「やや満足」と回答された方が。財政は47.8で、財政はすごく難しくてそっちにいかなかったのかどうかちょっとわからないですけれども、それから環境に優しいというので49.7が満足の半分以上を超えていなかった。最初、1回目の調査のときでも回答者の50%以上が1回目の時の結果で、多分「満足」「ほぼ満足」という数字がそれぐらい上がっているのです、ほぼ住民の方は満足されているのかなというようなお話もあったかと思います。ずっと古い話ですけれども。それで、今回の「わからなかった」というのがいわゆる「満足」「やや満足」の数字を大きく下げているというふうなことになりますので、そういうところを絞って理解をしてもらえるような場づくりというのが大切になってくるのじゃないかなというふうに思います。定点で、だんだん、すごく以前よりもよくなったというか、満足度が高くなったというようなことは、多分ちょっとわからないのですけれども地域情報化の取り組みなんか73.9%というふうに前

回の数字は、その前よりはきつとはるかにいろんなものが変わってきたことなのかなと思いますので、やはり定点であってもやはりせつかくいろんな施策は満足をしてもらうためにしていることだというふうに考えたときには、「わからない」と「満足」「おおむね満足」の数値の低いところに対する何らかの手当てが必要ではないかというふうに思いますので、それがまちづくり懇談会であるかどうかわかりませんが、なかなかお呼びして説明するということが難しいということも承知していますけれども、やっぱり住んでいる町のことで、理解をしてもらうことが大切じゃないかというふうに思いますので、その点何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） わからない部分をわかるようにしていただくということは、私どものまた取り組みだなというふうに思っています。ただ、今お話しし合っていますのは、23年、25年、そして直近の27年のお話でありまして、それからまた2年経って今調査をしようとしているわけでありまして、ですから、設問をあまり大きく変えたとまた今までこうであって、こう上がってきたのがあるいは急に下がってしまったということが今回でどうなったのだろうかというのがやはり見ていく必要がありますので、大きく設問を変えるというのは、あまりしないほうがいいのかというふうに感じています。ただ、新たなことも出てきますので、それらを、そしてこれはもう終了したというふうにみなしていいかなというようなこともありますので、それは調整して、あまりたくさん例えば30問、40問となりますと書き込む人たちもやっぱりいいなというような気持ちになられてもせつかくのことが台無しになってしまいますので、20問というところが、いいせいぜいの範囲なのかなというふうに認識をして進めているところです。そして最後にいろいろ書いていただく21問目があるということです。この2年間の中で、先ほどいいました財政運営の取り組みというのは、どれぐらいわからないという部分が減ったのか、あるいは観光全般の取り組みについてわからないという方がわかるようになってきたのか、それはこの2年間の取り組みいろいろありますので、その成果も見れるという判断にもなってくるかというふうに思いますので、多めの「わからない」と答えられた部分のところに、もう少し着目をいたしまして進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 満足度調査に関しては、いろいろ話もありました。そして、毎日、日々いろいろ動いているわけですから、人もいろんな形で子育て中だったらそののところに一生懸命書いて、今度違うところは、やっぱり自分の要望したいところとかいろいろあって、なかなか難しいかというふうに思いますので、その定点で常にやっていく調査が少しずつ、少しずつ町民の方の満足度が上がっていかばいいというふうにも思いますし、やっぱり何よりも少しずつわからないところを減らしていくような取り組みを期待して終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのようなことで進めてまいりたいと思います。それから先ほどちょっと回答するのが漏れていたかというふうに思いますけれども、以前 1,600 人を抽出いたしまして、今度 1,000 人ということで今 2 回続いているわけですがけれども、一番最初にやった時、集計にもものすごく時間がかかりました。何カ月もかかって通常の仕事をやりがらのまとめになっていくものですから、それらを含めてここまでいるかどうかというのを当時いろいろ議論がありまして 1,000 という形にしましたけれども、統計学上では 5,000 人に対して大体 100 人のアンケートで 95% ぐらいの確率で動向がわかるというふうに言われているようでありますけれども、そうであれば 5,000 人を切って当然 18 歳以上としてもそんなにいませんから、極端に言えば 50 人でいいのかということになっちゃいますけれども、そういうことではなくて、それは確立上そうかもしれませんけれども、できるだけ多くの方のご意見を聞くということを考えておまして、今回の 1,000 ということを進めていきたいという考えで今のところあるということで申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

全国的に高齢者ドライバーの事故が問題になっておりますが、我が町では車がないと非常に不便であるという実態がございます。そこで、以下の2点についてお伺いいたします。

まず1点目に高齢者ドライバーの運転支援について、津別町交通安全計画に高齢者に対する交通安全教育の推進とありますが、高齢者の運転支援の具体的な対策についてお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（佐藤多一君） ただいまご質問のありました高齢者ドライバーの運転支援についてお答えを申し上げます。

第10次津別町交通安全計画をもとに説明をさせていただきます。平成23年から28年までの6年間の交通事故件数は42件で、うち65歳以上の高齢者によるものが9件であり、全体の約2割となっています。年代別に見ますと、40代が7件、50代が14件ですので、高齢者の事故割合が極めて高いという状況にはありませんが、全国的に高齢者の危険な事故が増加していることから、今後とも動向に注意する必要があると考えているところです。

現在行われている高齢者ドライバーの運転支援につきましては、運転免許証の更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方が、免許を更新するときに高齢者講習を実施しており、さらに75歳以上の方については高齢者講習の前に講習予備検査を受けることとなります。昨年の実績は、道警北見方面本部管内で75歳未満の方の高齢者講習に2,229人が受講し、75歳以上の方については2,290人が受講しています。

町の対策としましては、第10次計画の「第2部 講じようとする施策」の中で、「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」として幼児、児童・生徒、成人に対する交通安全教育の推進とともに、高齢者に対する交通安全教育の推進を盛り込んでいます。

これは単に車を運転することだけではなく、歩行者であったり、自転車を使用する場合もあるため、実践的な技能の知識や法律改正に伴う交通ルールについての普及啓発を行うこととしています。具体的には、各老人クラブにおいて警察官による交通安全に関する啓蒙講話などが行われています。

さらに、毎年4月の春の交通安全運動期間のスタート時に、「交通安全推進町民大会」を開催し、自治会連合会や老人クラブ連合会からの決意表明を受け、全町民一丸となった運動を展開しているところです。これにより、交通安全指導員の方々の街頭啓発はもちろんのこと、西区、旭町、高台町の三つの老人クラブや幸町自治会では、新入学生に対する交通安全の街頭啓発が自主的に行われています。

また、交通安全協会におきましても、定期的に交通安全通信を発行し、啓発活動を行っており、ライオンズクラブと役場グリーンドライバーズクラブも連携して節目節目に警察官と共に街頭啓発を実施しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ただいま第10次津別町交通安全計画に基づいて説明いただきました。津別町では、まだ高齢者の事故の割合が極めて高いというわけではないということですが、やはり全国的に高くなっているということですので、早急な対応が必要であると考えます。

また、現在、高齢者ドライバーの運転免許証の更新期間の高齢者講習についてもお話がございました。現在、国の制度では75歳以上の高齢者ドライバーの免許更新の際に高齢者講習がありますが、この期間が3年ごとであります。この個人差もありますけれども、3年ごとというのに非常に不安があるということがございます。この不安といいますのは、一つ目の不安が、高齢者自身がこの高齢者講習で運転免許証を取り上げられないかという不安。もう一つの不安が、ご家族の方が個人差もありますけれども3年後に本当に次の更新まで本当に運転ができるのかどうかという二つの不安がございます。そこで高齢者自身の訓練のため、少しでも長く安全に運転できる期間を延ばすためにも実践的な講習を受講していただければどうかと考えます。民間企業のJAFが北見市の運転試験場でシニアドライバーズスクールという講習を開催しており

ます。これは自分の車を持ち込める実技的な講習会でありまして、スムーズなハンドル操作であったり、パイロンスラロームによる車幅感覚が衰えていないかといったところを第三者の目で、またブレーキ、急ブレーキが必要な時の反応ですとか、どれぐらいブレーキをかけるとした時から、どれぐらい止まるまでの距離があるのかということ、これを第三者の視点から指導いただけるという講習でございます。

町として座学だけではなく、こうした実技的な講習会とかがあるということを啓発し、その必要性を訴え、参加を呼びかけ、また講習にかかる費用が 2,057 円かかるのですけれども J A F 会員であれば半額の 1,028 円、この 1,028 円半額負担でもできないか町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま実践的な、やっぱり不安解消のために長く運転を続けたいというのは当然であろうかというふうに思います。そういう中で不安を感じるということで、3年ごとに行われる講習の間に、もっと実践的なものがあればさらにいいのではないかというご質問だというふうに思います。ちなみに津別町では、運転免許を持たれている方というのは、子どもは別にしまして 65%が町民の運転免許を保有できる年齢以上の方ですけれどもいるというふうに聞いています。このうち 65 歳以上の方というのは 33%ということで、75 歳以上の方については 12%というふうに聞いております。そういった中で年齢が上がれば上がるほど不安が伴ってくるというふうに思います。今 J A F のお話も出ましたけれども、そういう多分いろんなものを全部承知しているわけではありませんけれども、一つ J A F として、そういう取り組みをしているということで、それは有料で行われているということでもありますので、そこに参加する費用の負担が町としてできないかどうかということにつきまして、考えをということでありますけれども、今この場所でわかりましたと言うにはなかなか即座に回答できないわけですが、長く町の交通安全に携わっていただいております交通安全協会がでございます。そことも協議をして、この J A F も含めてどういう方法がいいのかと、ほかも含めて、もしかすると有効な方法がまだあるのかもしれないので、特に高齢者の部分についての対策について、そことも話し合いを行いまして有効な手段を考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] JAFの件につきましては了解いたしました。このJAFの件なのですけども、本来ならば北見市ではなく津別町に来てやっていただきたいという思いがあったのですけども、それに係る場所ですとか費用ですとか、そういったものを相談しましたところなかなか厳しいということでしたので、別の視点でもう一つ調べてまいりました。それが隣の美幌の自動車学校で開かれているところ、これをもう一つのヒントにさせていただきたいのですけども、北見まで通えないという高齢者はおられますけども、美幌でしたら行けるといの方も中にはおられるかと思えます。その中で美幌地区交通安全協会が主体となって高齢者講習ではないのですけども、冬道安全講習会というのを開催しておりました。これが冬道の安全のためにわざわざ道路を凍らせて滑りやすい状態にして、座学と実技の両方をやるそういった講習会であったのですけども、今年の1月28日には50名の方が参加され、28年と27年もそれぞれ45名の町民の方が参加されておりました。そして、これに対する費用はどうであったのかという質問をいたしましたところ、美幌地区の交通安全協会が負担をしてやっているということで参加者の費用がゼロ円であったというふうにお伺いいたしました。ですが、これは美幌町がやっていることですので津別町民は参加できないということでしたので、美幌町と連携するですとか、美幌自動車学校にお願いするですとか、このときは冬道講習でしたけども、そういったものが高齢者講習でできないのか、また、自動車学校は本当に営利目的ではなく非常にリーズナブルな値段で人数に応じての費用でしたけども、今年の50名の参加の時には8万7,000円、45名の時には8万1,700円と非常にリーズナブルな値段で講習会を開いてくださったという経過がございました。津別町も町を上げてこういった取り組みができないのか、美幌町と連携して美幌の自動車学校等と連携して、そういった取り組みができないのかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今そういう話、美幌町、主催がどこですかね、美幌町の交通安全協会でしょうか、それは役場とはまた別の組織になるかというふうに思います。津別町にも交通安全協会がありまして、広報誌だとかさまざま取り組み、あるいは

車に注意喚起をするステッカーを寄附していただいたりとかさまざまのことをされているわけですが、津別には講習場がありませんので、いわゆる場所がありませんので、やるとすれば北見よりも美幌に行くほうが距離的に近いわけですから、それは一緒に参加させてもらって、できるかできないかということも含めて今後協議をさせていただきたいと思います。

津別の交通安全協会、そちらともきちっと連携をとりながらお話を進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど高齢者ドライバーの免許証保有率 75 歳以上の高齢者の保有率 12%というお話がありました。これについて高齢者ドライバーの何が問題になっているか、大半は運転に自信があるということでございます。ある番組が 1 万人を対象にしたアンケートを取りました。それは自分の運転に自信があるか。事故を起こさない自信があるか。そういったアンケートを取られたときの結果が、10 代から 50 代までの方は、ほぼ 10%から 20%の方が自分の運転に自信がある。事故を回避できる自信があるといった回答でございました。それが、60 代から 60 代後半の方になりますと 30%の方が自信がある。70 代前半になりますと 40%の方が自分の運転に自信がある。70 代後半になりますと 50%の方が自分の運転に自信があると、そのように回答されたデータがありました。やはり今まで 40 年、50 年と安全運転をしてきた実績がございますので、非常に自信がある。また、運転に必要な注意力、判断力、空間認知力などは個人差もありますが加齢とともにゆっくりと落ちていく、衰退していくものであります。なかなか本人では気づきづらく、特に 40 年、50 年安全に運転してきた実績もありますので、その衰えに気付かずに事故につながるというケースもございますので、こういった対策が必要ではないかと思ひます。また、ご家族の方々がいくら急ブレーキが増えてきたとか、センターラインを越えているから危ないと言ってもまだまだ運転できるんだ、俺は大丈夫なんだと、そういったことがよく聞くところでございます。それを第三者のインストラクターですとか指導員から大分今の所遅れていたよとか、そういったと

ころを言えば少しでも聞いてくれるというところで提案させていただきました。

また、急に運転をするなどということになりますとまた厳しいところになりますので、明るい時間のみ運転ですとか、夏期のみ運転ですとか、津別町の中だけ運転ですとか、そういった段階的に運転できるところを啓発して、ご家族の方と運転者本人と啓発して安全運転につなげていけないかということ啓発していけたらと思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほども述べましたとおり、第10次計画の中で教育というものを重視しております。そういう中で啓発活動が大変重要であるということで、これは警察官、それから自治会だとか関係するところ、交通安全協会ももちろんでありますけれども、そういったところと一番効率的なことをこれからも打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに思っています。多分、運転免許を所有されている方は自分の能力だとか今の状態というのを承知されている方も少なからずいるのではないかなというふうに思います。それを例えば一例ですけれども、毎年まちづくり懇談会を開いていますけれども、何年か前にお年寄りの方がおっしゃっていましたのは、津別北見のバスが走っています。美幌回りではなくて、いわゆる開成を通っていく部分ですね。そこでバス車庫、豊永のバス車庫がありますけれども、そこまで自分で車を運転して来て、そこからバスの無料券を使ってそして北見に出て行くんだという、そういうお話もされていきました。ですから、ガソリン代がかからなくて済むという見方もあるかもしれませんが、やはり自分の運転能力というものを不安視されているのではないかなというふうにも思います。そういう方もおりますので、二つ目のこれからご質問もあるかというふうに思いますけれども、やはり地元の交通体系というのも安心して移行できるようなこともきちっと考えていかななくてはならないかなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。各種啓発活動をなされているということで、また重ねて車の運転をやめた際に、やはり自宅周りで500メートル周りで運転者の方が止まってくれるだろうと、そのように感じて自宅周りで事故に

遭うということも増えているということも聞いておりますので、その点も合わせて啓発していただければと思います。

今まではソフト面、人間面の話で少しお話をさせていただきました。もう1点、ハード面での話を少しさせていただきます。今新車を買うとアイサイトですとか自動で危険を察知して止まるといったような車があります。これに対しまして助成となりますと恐ろしい金額になりますけれども、新車でなくても取り付けが可能な後付け衝突防止補助システムというのもございます。これの取り付け工事費を含め、これは車線の脱線警報ですとか車間距離警報、前方車両衝突警報、歩行者衝突警報と警報だけではありますけれども危ないというふうに知らせてくれるというのを後付けできる、そういったシステムが取り付け工事費用を含め今現在で20万円近くかかるということがございます。この20万円が高いのか安いのか、それは事故に対しての先行投資と思いましたがきっと高くないことになるのかなと思うのですが、これにかかる費用の助成ですとか啓発を進めていただきたいのと、またアクセルとブレーキを踏み間違えて急発進して事故に遭ったという事故もよく聞かれます。これを防ぐ安全装置というのも5万円台で後付けできる、こういったものの啓発と助成というものをこれから考えていっていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは検討してみたいというふうに思いますけれども、やっぱり後付けで付ける部分に対する助成というのと、それを付いたものをはじめから買うという人の、それはそこをどう見るんですかということも当然出てきますよね、あとでくっつける人だけの部分だけを見ていくのかということも当然不公平感が出てきますので、そういったことも含めて、そしてそれは何歳以上からなのかとか、さまざまなことが出てきます。そして幾らなのか、それが財政にどう影響してくるのか、そういったことも含めてさまざま検討していかなくてはなりませんので、それと他町村でもそのようなことをやっているのかどうか、もしやっているとすれば、どんなそのときにいろんなご意見が出されたかということも参考にしながら検討は進めてみたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）　〔登壇〕　ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、高齢者ドライバーの免許証返納者支援についてお伺いします。

先に述べましたように、ぎりぎりまで運転したとしましても、これからますます運転が困難になる高齢者が増え、全国的にも免許返納の意識が高まると考えられます。昨年の12月の定例会でも山内議員の返納促進に向けた免許証返納者支援についての質問に検討すると回答されました。その検討状況についてお聞かせください。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　高齢者ドライバーの運転免許証の返納に対する支援についてであります。現在、加齢によりまして運転免許証を自主的に返納された方に対する国の支援としましては、希望により取消申請から5年間の間に、現在の運転免許証とほぼ同じ形の「運転経歴証明書」の交付を申請することができます。この制度は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」により、平成24年4月1日から本人確認書類として公的な身分証明書と位置付けられ、自主的な免許証の返納を促す制度として発足したものであります。

平成28年度的美幌警察署管内の自主返納者数につきましては、65歳以上が137人で、うち75歳以上は101人となっています。運転経歴証明書の交付を受けた方につきましては、65歳以上が51人で、うち75歳以上が40人となっています。なお、津別町につきましては、65歳以上の自主返納者数は17人で、運転経歴証明書の交付を受けた方は70歳以上であり、9人となっています。

また、津別町交通安全協会では、平成28年度から自主返納者に対しまして運転経歴証明書の交付申請手数料として1,000円を助成していますが、9名全員がこの助成制度を利用しております。今後とも広報などを通じまして継続的に周知するとともに、利活用に向けた啓発を行ってまいりたいと考えているところです。

なお、運転免許証返納者に対する町の支援につきましては、第10次計画の中で、「公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させる」としてはありますが、重要なのは返納者がその後に利用する交通体系であるというふうに考えております。

このため現在、建設課において、もともと運転免許証を持たない交通弱者を含めた

対策という位置づけから、先進地である十勝5町の視察調査を既に行っておりまして、今後、運行に対する国庫補助を想定した検討を進めていきたいと考えているところで、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させるとお答えいただきましたけれども、やはり運転免許証というのは自分任意でとるものでございます。自分で必要と感じてその運転免許証を取得し、そして返すというのもそれは義務ではなく任意であります。そういった面からまた非常に返すと不便になるという中から最後の一押しになれるような助成が必要になるのではないかと考えまして、また運賃割引等といいますのも高齢者の方のお話を聞きますと、やはりタクシーの割引がありがたいと、距離に応じて不公平感が出るのであれば何パーセント割引き、例えば20%、30%距離に応じて割引のパーセンテージを変えればそこまでの不公平感は出ないのではないかというような声も聞いております。隣の美幌町でも返納者に2万円のタクシーチケットか、またその2万円というのはタクシーチケットであったりバスの利用どちらか選べる、また1万円、1万円ずつとかにもできるというような、そういったサービスをされている、そういった対策を立てられているところですが、その点について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま美幌町さんの例もありまして、これは十分承知しているところであります。ただ1回限りのものですので、毎年毎年2万円をいただけるということではありません。返納した年にいただけるということでもありますけれども、ただ、美幌町さんの場合はバス会社と連携しまして、議員もご承知かと思えますけれども、右回り、左回りという交通体系がとられています。そういうところが町の中、そして先ほども申し上げましたとおり、はなから運転免許証を持っておられない方、高齢者もおりますので、そういう方たちと今度は同じ状況になりますので、運転免許証を持っていて持たなくなった人と、もともと持っていない方、そして例えば年齢が同じ70歳だとか、75歳というような方たちもいますので、それらに不公平感のないように、皆さんが使えるようなシステムというか体系をつくるのが安心して車を持た

なくてもそれを利用すれば対応できるということがなければ、なかなか離しづらいと、免許証を、そういうことになっていくのかなというふうに思っています。ちょうど老後の不安でなるべくお金を使わないように貯金をずっとしていくという部分とちょっと似ているような感じがしますけれども、その不安がなければ、これはあえて持っておくリスクを抱えて持っておく必要もないというふうに思われる方も増えてくるのではないかなということで、そういう環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。重要なのは返納者がその後利用する交通体系であるとお答えいただきました。これに対しましても、やはり返納者が実際に返納した後、何に対して一番困っているか行政として吸い上げ、対策に取り組んでいただけたらと考えます。

この問題につきましての最後に、最初から車がない方や運転に自信がなくなってきたても交通事情などからしてどうしても車に頼らざるを得ないといった高齢者の足の確保、これに対しましては3月の定例議会に篠原議員の質問に対する答弁の中で、乗り合いバスやタクシー、ライドシェアなどの実証実験をされているということであり、29年度は検討の年と答弁されましたので、この足の確保というのをまずしっかりと地盤を固めていただき、そして安全に運転できる期間を少しでも延ばす支援をして、それでもいずれは車に乗れなくなる時が来たならば返納に向けて最後の一押しを助成すべきだと考えますので、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 返納された後の体制をきちんとつくっていくということが重要であります。実は、こういうふうに津別町の津別町地域公共交通総合連携計画というのが平成21年の3月につくっておきまして、32年までの計画です。これに基づきましていろいろこれまで進めてきているところです。例えば、乗り合いのスクールバスをしていったりとか、それから一たん、以前は北見と津別の開成のバスが北見バスで運行されておりましたけれども、それがなくなって町バスが運行するようになって、そして26年からでしたか、北見市と津別町で北見市の方も開成の方たちがそれを利用されるのでお互いに話し合っ、そして赤字分を津別と北見市で分け合いながら今運

行を進めているというようなことで、できることを経費もかかりますので、なんでもかんでもすべてやっていくとほかに響く部分もでてきますので、そういう形の中で今進めているところです。

ただ、まだまだ不十分なところがありますので、それらをこれから解消していこうというふうに考えています。その中でやはり課題になってくるのはだれが担うかというところなんですね。それは町がやれない部分がありますので、そうしたときにバス会社だとか、あるいはタクシー会社だとか、そういったところ、いわゆる緑ナンバーをちゃんと持っている業者、そういうところでなければなりませんので、そことちゃんと連携できるかどうかということも含めてこれから進めてまいりたいというふうに思います。そしてその後にそういう状況になって、いわゆる今よく安全、安心という言葉が言われておりますけれども、安全というか、安全網があってはじめて安心ということになってきます。ですから安全網をまずつくっていくということで、その後、安心して免許証を返納するという感覚で進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 引き続き一般質問させていただきます。

津別高校振興対策としてさまざまな取り組みがされておりますが、以下の2点についてお伺いいたします。

一つ目に本年度より始まります公設民営塾について、まだ申し込みが始まったばかりではありますけども、申し込み数を含めた現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 1点目のご質問にお答えいたします。津別高校へのさまざまな支援策は地元の高校存続のためでもあり、来年の2月、3月には生徒の夢の実現が進路の結果となって目に見え、生徒、保護者、教職員の皆さんと喜びを分かち合うことのできる、やりがいのある支援事業と考えております。

しかしながらここ数年、近隣町村も高校振興対策に力を入れはじめ、地元高校存続のための経済的な支援は横並びの傾向です。そのような中で、津別高校の先生方は、意欲的な生徒が受験したくなる、そんな津別高校にすることを目標に、生徒の夢を実現するために学習指導、生徒指導、心身の健康指導、部活動指導に日夜取り組んでいただいております。中学校卒業生徒数が減少している中、津別高校への入学者数は昨年度35名、本年度は32名と安定傾向にあり、地元の中学生にとって魅力があり、地元で根付いた高校を目指す、そのような津別高校の取り組みをバックアップするために、7月25日から8月17日までの期間、町が民間の力を活用して、徹底した個別指導を行う長期休業中の講習会を開催いたします。

大学や専門学校の進学試験のみならず、公務員等就職試験、さらには英語検定試験といった各種資格試験、ひいては授業の予習、復習といったそれぞれの課題、目標に応じた学力の向上を目指します。

また、公設民営塾は、就学援助制度のない高校生家庭の子育て支援策として、町内在住の高校生も対象としております。成果は9カ月後の受験、就職といった形で明らかになります。生徒の夢の実現に向けて、最大限の効果を引き出す夏期講習会となるよう期待しているところですし、町民が講座の様子を参観できる公開日を設ける予定でおります。

これまでの経過ですが、5月末、町内全戸に配布される津別町広報誌に「津別町公設民営塾開催のお知らせ」記事掲載を皮切りに、地域の情報誌や新聞折込広告、津別高校でも生徒にチラシを配布し周知活動を展開しております。

申し込み状況ですが、6月21日現在、9名から申し込みをいただいております。この27日から、個別の学習計画を立てるため生徒と講師のカウンセリング・進路相談会を展開するにあたり、去る6月16日、実際に担当する学習塾講師との打ち合わせを行いました。カウンセリングでは、それぞれの実力にあった学習計画、プリントや映像教材を使った学習方法を丁寧に伝えるだけでなく、担当する学習塾講師の本気度や情熱を伝える重要な機会でもあり、自己の可能性を大いに抱かせ、参加意欲を高めることを目的としていることや、カウンセリング終了後は、生徒同士のソーシャル・ネットワークワーキング・サービスによる情報交換や誘い合いにより、受講希望者増に結び付ける、そういった戦略、意気込みを公設塾担当者と確認しておるところであります。

以上、1点目のお答えとさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。

現在、9名からの申し込みということで、まだまだこれからなのかなといったところではありますけども、チラシ配布につきまして津別町広報誌ですとか、地域の情報誌等々にチラシを配布し周知活動をしているとお答えをいただきました。そのほかに町の公共施設や各種企業等の事務所にチラシを置くことはできないのでしょうか、丸玉産業さんやサンマルコさんなど民間企業の休憩スペースや、掲示スペースにチラシを置けないか、なぜかと申しますと、やはりそちらの従業員の方、大変多くの方が町外から通っておられまして、このチラシを見ていない方もたくさんおられると思います。その中で、津別町でこういうことをしている、津別町民になるか津別高校に通えば公設民営塾が活用できるというのは親世代にとっても非常に魅力があるのではないかと思います、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 丸玉産業等、企業にもチラシの配布をとというアイデアでございますけれども、積極的に検討させていただきたいというふうに思います。

今のところ9名の参加でありますけれども、今後ますます増えていくと思いますし、いろんな所に今回はポスターはつくっておりませんが、チラシの部分ですので協力願える所には置くことを業者のほうと検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、高校の先生との連携はどのようになっているのかお伺いいたしたいと思えます。津別高校、少数であるからこそ細かいところまで目が行き届くのが津別高校の強みであると考えます。そして生徒のことを間近で深く理解しているのが津別高校の教員の方々だと思えます。私の知り合いの高校生に公営塾あるけれどもどんな反応だったと聞きますと、「えっ、そんなのあるの、行きたくない」というようなそんな声が上がったそうです。私の知り合いの高校生は、これはいいものだなと「ぜひ自分も行きたい」「自分のスキルを磨きたい、勉強したい」そして親に言いましても親御さんも「それはいいことだ」というふうに言いましたけれども、2年生でありましたのでまだまだ2年生のうちには部活に集中したいですとか、進路を決めるのは3年生になってから決めたいといった声が大多数上がりまして、そういった人のためにカウンセリングを用意したんだよと伝えると、そのカウンセリングというのが知らない人の面談というふうにとらえておりまして、そこに非常に高いハードルを感じているというようなことをお伺いいたしました。そのカウンセリングというものは、そういったハードルの高いものでは決してありません。高校生のためにこれからの道しるべをつくるためにやっていくものでありますので、そのカウンセリングを任意にするですとか、またはアンケート方式にするですとか、先ほど言いましたように高校の教員の方々と連携をとって、子どもたちの思いを伝える架け橋になっていくような、そのようにハードルを下げることができないのか教育長にお尋ねいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まず高校の先生方との連携ですけれども、これは非常に大事なことだというふうに私も思います。ただ、まさに高校生のことを一番よく知っているのは当然高校の先生方であり、悩みの相談者でもあり、理解者でもあるというふうに思っております。その高校の先生方が一生懸命取り組んでいること、講習、授業、部活動、その部分をまずそれを第一に尊重して、それ以外の部分でもし希望があれば子どもたちの力をつけさせるために公設民営塾を開催したわけですから、まず高校の

学校経営、それから授業実践、これがまず第一だというふうに私も思っております。それ以外の部分でできる応援をしたいというふうに考えているところでありますし、また高校の先生方も今回の公設民営塾につきまして、今日は恐らく全校朝会があったと思うのですが、その中でお知らせをしてくれているというふうに聞いております。そのように持ちつ持たれつといたしますか、うまく連携をしていきたいなというふうに思っているところであります。

また、公設民営塾で学習した中身といたしますか、力を付けたことにつきましては、高校のほうにもこれだけ力が付いたということあたりをきちんと説明していくことが大事だろうなというふうに思っています。成果について高校のほうと共有をして、これは高校の生徒の実力アップが目的ですから、互いの指導の効果という部分については共有をして生徒の意欲につなげていきたいというふうに考えております。

また、カウンセリングに対しての不安というのも今お聞きしました。自分もそうでありますけれども、新たなことに直面しますと、やはり不安というものが先に立って歩みが止まってしまうことが多々あります。津別高校の生徒もカウンセリングと聞くと何か悩みの相談と言いますか、「僕はないんだけどもな」という部分でたじろいでしまう部分も想像できる場所なのですけれども、だからこそ今回9名の先ほどの答弁の中でも触れましたが9名の生徒へのカウンセリング、教育相談をしっかりと行って、こういうことなんだと、自分の目標に向かってこの夏休みにはこういう勉強をしていくんだ、ここまで自分を高めるんだという確認をする場だということをしかりと実証してもらいたいなというふうに思っています。

また、学習塾のほうもそのことを充分承知しておりますので、今回のカウンセリングをしっかりと身のあるものにして、その結果、生徒同士のコミュニケーションで良さが伝わっていくと、それだったら僕も参加してみようというような意識につなげていきたいという明確なビジョンを塾が持っておりますので、まず塾の取り組みに委ねたいなというふうに思っております。

新たな文化にはやっぱり抵抗もあるのですけれども、新たなものを持って来ないと風は吹きこみませんし、風を吹かせることで活性化していきたいなと考えているところです。ご理解お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 カウンセリングを先に9名の方がされて、それがネットワークでつながっていくという答弁をいただいたのですが、このカウンセリングというのはもうすぐ始まって、申込みの締め切り前には例えば9名全員終わるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） スケジュールですけれども、27日から実施するというふうに聞いております。当面9名の生徒さんにつきましては27日火曜日から7月上旬、3日までの間に9名行って、夏休みに向けて準備を進めるというふうになりますので、その結果をまた仲間内で交流し合って、誘い合って参加者が増えることを期待しているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。

次に、高校でも資格の取得について支援、助成されていると思いますが、先ほどの答弁の中にも公務員等就職試験、さらには英語検定といった各種試験、そういったことについても対策があるとそのようにお伺いいたしました。これもやはり例えば就職に有利であると言われる英検2級以上ですとか、簿記の2級以上とか、ちょっと難しいところになりますと夏期講習だけではちょっと間に合わないのかなといった不安がございます。そういったところもサポートする上でも公営塾を夏期限定ではなく冬期も実施して、または通年でやるお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 資格試験に向けてですけれども、英検等の試験は高校を会場に実施されておりますけれども、それに向けて高校でも塾のほうでも勉強するというので、二重三重に時間をかけて勉強することで合格率が上がっていくんじゃないかなというふうには考えるところであります。

また、この公設民営塾でありますけれども、今のところ夏、それから冬休み、春休みと長期休業中開催を本年度は行いますけれども、隣町の足寄町では通年の公設民営

塾開催ということになっております。当初は 30 名程度の参加だったのですが、今は 2、3 年経ちまして足寄高校の約 7 割近い 100 名が通っているということであり、成果がそういうふうに出てくるのだろうかというふうに思っておりますし、津別町の公設民営塾につきましても、この 3 回、夏、冬、春の実施でしっかりと生徒たちの実力アップという部分を検証して通年の開催という部分も視野に入れつつ、しっかりと検証していきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。

ぜひ公設民営塾の入り口を広くして続けていっていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。津別高校の振興対策の一つに給食の提供があります。栄養面と費用面等に配慮されたすばらしい取り組みだと思われませんが、小中学校では保温されている給食が高校では保温されていないために、おいしい給食を提供といった点で効果が半減しているのではないかと思います。2 年前に閉校しました旧活汲小中学校に給食用保温庫がありますが、津別高校で使用できないかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは二つ目のご質問にお答えいたします。

地元高校存続のための振興対策に力を入れている近隣町村の支援策の一つが町の給食の提供であります。訓子府町が給食提供をはじめとする経済的支援を充実させた平成 28 年度は、受験者数が定員 40 名を上回り、本年度も定員に近い受験生を確保しております。小清水町、清里町、足寄町、上士幌町など多くの町村が実施しています。平成 26 年度の津別高校への給食提供当初、米飯搬送用に保温 65 度以上を 2 時間以上保持できる性能のある断熱食缶を新規購入しましたが、その他の保温缶は小中学校で使用していたものをそのまま使用しております。開始当初の搬送経路は、配送車両の大きさの関係で活汲小学校への配送便と一緒にせざるを得なかったため、高校へ届けるまでに時間を要したことや、高校の日課表の関係で食するまでに時間を要するため、適温で食べることが難しいことが課題としてありました。当時、高校の給食担当者を通じて集約した意見の中にも、このことに関しまして搬送にかかる時間や到着時刻を

検討してほしいむねの要望をいただいております。本岐小学校、活汲小学校統合に合わせ、高校へ直送することが可能となりましたので、改善に努めてきたところです。さらには両小学校の統合により学校で使用していた保温庫について高校側に使用希望を伺っていましたが、200 ボルトへの配線工事が必要と複数の課題があるため設置に至っておりません。毎年実施している給食担当者をとおしてのアンケートや、管理職からの聞き取りでも給食の温度についての要望は把握しておりませんでした。高校側の遠慮があったことも想像できます。議員のご指摘のように保温庫がない現状では温度が下がり、小中学校では暖かな給食を味わってきた経験のある生徒には、不満や我慢を強いている可能性があるのではと思いますので、再度、実情を把握し、津別高校への給食提供の改善に向けて検討させていただきたいと考えております。

なお、保温庫の移設につきましては、給食の提供が町の振興対策であるため、高校から設置者である北海道教育委員会への改善要望となり得るものではなく、町から北海道教育委員会への相談や協議が必要となります。保温庫の移設につきましては、高校への給食提供の改善の一方策として検討させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ありがとうございます。お答えの中に電気工事 200 ボルトへの配線工事が必要と複数の課題があるためとお答えいただきましたけども、そのできない課題の中の理由として技術的な面なのか、費用的な面なのか、その両方なのかこのお答えをお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） まだ直接確認した段階ではありませんので、想定ということで話をさせていただきますが、まず、道立学校ですので設置者は道であります。その建物に工事を行うことが可能なかどうか。それから設置したあとの経費、電気代ですとかそういった部分が問題になってくるかなというふうに思います。

それから安全面ですね、万が一それが原因で事故、火災等の事故につながった場合どうするかといった安全面での課題ということも多々出てくるかなというふうには思いますが、やってみないことにはわかりませんので、そういったものも含めて検討し

ていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 ありがとうございます。やはり給食センターが用意してくださるおいしい給食を、おいしいままに子どもたちに届けてあげて、そしておいしいとたくさん食べれるということは、これから午後の授業にも集中して臨めるところ、また津別高校に通えば、津別にいけば津別の食材を使ったおいしい食べ物を食べれるというのも、またいずれこの地に戻って来る一つの要因になっていただければと思いますので、非常に大切なことであると思いますので、ぜひ実現に向けて動いていただければと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 ○

議長（鹿中順一君） 次に、5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、事前に通告をさせていただきました質問をさせていただきます。

町長は、3月の行政報告冒頭において、昨年の北海道における台風の影響に言及され、「近年の相次ぐ災害により、もはや想定外という言葉は死語となりつつあり、まちづくりにおいて、しっかりと災害対策を心しておく時代に入ったと感じているところであり、本年度も皆さまが安心して暮らせるまちづくりを、全力をあげて推進してまいります」と述べられました。それに関しまして、私も同じ認識を持っております。昨年の台風の影響のみならず、東日本大震災、熊本地震など一連の地震災害、強風にあおられた糸魚川の大規模火災など近年日本で起こった災害を挙げれば枚挙にいとまがないほどでございます。

津別町におきましては、大規模地震は近年観測されておきませんが、十勝沖等の周辺での地震が心配され、それに伴う本町への影響が懸念されておきます。また、雌阿寒岳の噴火への影響や私自身も経験しましたがけれども雪害など、自然災害は決して対岸の火事ではないと考えておきます。このような状況下において災害時のマニュアルが自治体としてしっかりと整備されていることは、住民の皆さま方に安心を提供し、また町外の移住希望者に対しましても移住先を考える上でプラスになるのではないかと考えておきます。津別町におきましては、防災計画が今年度見直されることになっておきますので、町の災害時における現状の課題と今後の対応について質問をさせて

いただきます。

まず一つ目の質問でございますが、避難場所に関してお伺いをさせていただきます。一次避難場所の指定地域は、グラウンドなどの野外の敷地が指定されておりますが、時期が冬期であった場合、雪で閉ざされていることも考えられますが、除雪はどのようにするのかということでもあります。これに関しましては、自治会での対処は難しいと考えられますので、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私のほうから今ご質問がありました一次避難所の冬期間の対応、これについてお答え申し上げたいと思います。

津別町の地域防災計画では、災害の種別や程度、それから避難する期間に応じて3種類の避難区分を設けています。一つは、夏場に限定した河川の氾濫や火災が発生した場合を想定した一時的な屋外の避難場所である1次避難所です。二つ目は、屋内の一時的な避難施設として2次避難所です。三つ目として、数日間の宿泊を伴う避難を余技なくされるような場合に利用する拠点避難所であります。

お尋ねの1次避難所の除雪につきましては、ただいま説明しましたとおり1次避難所は夏場に限定したものですので、冬期間に避難が必要となる場合は、屋内施設である2次避難所または拠点避難所となります。今年度は、地域防災計画を見直すこととしておりますので、関係機関、団体との事前協議を行いながら、避難所につきましても見直しを行っていく考えであります。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 〔登壇〕 ありがとうございます。私がこの質問をさせていただこうと思いましたがきっかけなのですけれども、防災のしおりということで津別町の町民の皆さまに配布されているかと思うのですけれども、こちらのほうで一次避難所、指定緊急避難場所ということで一次避難所は災害が発生または発生する恐れがある場合の野外の一次的な避難場所です。地域別の避難場所は目安です。災害の程度に応じて避難しやすい場所へ避難してくださいということでご案内されているかと思えます。こちらのほうなのですけれども、普通に一般の住民の方が考えるのは、まず一

次避難所にとりあえず避難すれば、何かあった場合いいのだらうなということで考えられると思うのですが、ここに今ご答弁でお伺いした「これは夏期限定です」のような文言がなかったものですから、単純にこれは冬の間だったら逃げられないなというか、どうするのだらうなというのが正直一住民としてちょっとわからなかったという経緯がございまして、そこでさらに質問させていただきますが、こちらの防災のしおり、ちょっとわからない点がございまして、そのようなやつを改善されるというお考えはあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 皆さんの今高橋議員がおっしゃったのは、防災のしおりの平成28年3月にそれぞれ各町民の皆さんの世帯にお配りしています。その前は、平成25年の3月に少し厚手のものをお配りしているところですが、今見直しがあつてまたこれになっております。まちづくり懇談会だとか、あるいは自治会の会合等々で現実的にここはどうなのだろうというようなこともいろいろ出ていますので、これら含めてもう一度見直していこう、そして今の表現の問題もあります。私のほうで先ほど夏場に限定したということで、これは文章の中に入れておりませんが、夏場であっても雨がかなり降っているときに外にいなさいということには当然ならないわけですし、そういったことも含めていくと、やはり1次避難所というのは、本当に晴れていて、そして家にいたら危ないというようなことのときに避難して行くと。そして天候が悪い夏冬関係なく、天候が非常に不安だということには屋根が付いている2次避難所の所に移行していくという誘導をするような書き方というのが、当然必要になってくるかなというふうに思います。そして、また今新しく住宅もたくさん建っておりますので、そこの耐震性というのはむしろ避難して行く所よりもしっかりしている住宅の所も実はあります。そういったことを含めて、今度また防災計画を見直した上でまたしおりをつくるような形になりますので、その際に書き方等あるいは伝え方、これら含めて深い検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。それと、これは確認させていただければと思うのですが、これも見直していただけるのかどうかという

ちょっと確認なのですが、1次避難場所が表にございまして、裏に2次避難所と拠点避難所ということで書かれてございます。こちらなのですけれども、例えばなのですが、相生ですとか、大昭ですとか布川、上里など例えば2次避難所と拠点避難所が大幅に場所が離れている所がございまして。例えばなのですけれども、先ほどのご答弁にもありましたとおり、1次避難所が使えないという状態になったときに、例えばこれは一つの例なのですけれども、相生の場合だと2次避難所は相生公民館になっております。なのですが拠点避難所は旧本岐小学校体育館、津別高校ということになっております。相生公民館ですと離れていても2キロもあるかなというぐらいな感じだと思うのですが、本岐ですと10キロ以上、津別高校だと20キロぐらいは離れているのかなと。そうしますと住民の方にとっては、いざというときに、じゃあどこに逃げましようかという話になったときに少し混乱が生じるのかなと。その判断というのは、住民の方々がそれぞれされるのか、それとも町のほうから例えば今はどこどこに避難してくださいのようなアナウンスがあるのか、もしある場合はどのような形でアナウンスをされるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この部分は、2次避難所、以前からずっとこれができ上がってからここはこう指定されています。そういう中で、老朽化も進んでいるのもまた実態でして、それでは代わるものとしてその地区に何かができたとするとそういう状態でもありません。ただ、一方で、また人口が減少していつているという状況もあります。そういう中で、今ある施設を使うとすればここだろうなということの指定なのですけれども、しかし、これでいいかどうかという、そういうことを含めて例えば道の駅だとかもございまして。そこの道の駅にそれじゃあどれぐらいの人が収容できるのかだとかというのもまたありますけれども、堅牢性でいけば当然そちらのほうがいいわけですし、そういったことも含めて見直しが必要だなというふうに思っています。そして、どこでということなのですけれども、実は町村長を対象にした防災セミナーというのが開かれているのですけれども、その中で決断するにあたってさまざまな町村長用のものというのが配られていまして、それは過去のいろんな本州だとか含めていろいろな失敗例だとか、あのときこうしておけばよかったなというようなことも含

めてさまざまな事例が載っているわけなのですから、その中の一つに指定したからといって、その地区に住んでいる人が必ずしもその避難所に行くとは限らないと。そして、あっちへ行くよりもこっちへ行くほうが、例えば何々町とあって、それは自治会というか町内会としての単位として見ているものですから、ここの自治会の人たちはここですよと言っても、こっちにあるものがこちらの人たちはこっちに行くほうが近いという、そういうことがままありますと。そのときに自治会と連携をしっかりとって、この人たちがこっちに来る可能性もあるので、ちゃんと生きていくかどうかという、いるかどうかということも日ごろから連携していく必要がありますよというように書かれたりしていますので、それらもどうしてもやはり自主防災組織の皆さんと意思疎通をしっかりとしていかないと、いざとなったときに慌てふためいてしまいますので、そこら辺をまた計画の見直しをする上できちっと意思疎通を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。今一つの例として相生出させていただいたのですけれども、確かに相生地区に関しましては、私が相生物産館で勤めていたということもございますので、相生の事情はよくわかるということで一つの例として出させていただいたのですけれども、確かに相生地区だと公民館等々よりも相生物産館一番堅牢かなと思います。ただ、あそこの一つの問題といたしましては、冬期間というか寒い時期すべてそうなのかなとは思っているのですが、電気が止まったりいたしますと暖房器具が一切ないということで、あそこは床暖房とあとはペレットストーブ1台ございますけれども、ペレットストーブも基本的には電気がないと動かないということで、これは後でまた質問させていただこうかなと思ったのですけれども、ものに関して、本当に寒い時期で避難をしなければいけないという状態になったときには、物資を早目に運ばないとかなり厳しいかなという認識は持っております。その点に関してはいかがでございましょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは後ほどのほうの質問にも出てくるかというふうに思いますけれども、順次それらにつきましては、ストーブの問題もそうですし、それは電

気差し込まないで灯油を入れてそのまま炊けるものがありますので、それを何台、どこに用意しておくかということで、相生なら相生の中で設置場所、ここに例えば5個置いておくとか10個置いておくとか、そういう形でこっちからまた持っていくということには距離的なものがありますので、それはちょっと想定しづらいことになりますので、その地域、地域を大きくくりの中で、例えば相生地区、本岐地区、市街地区だとか、それから活汲地区だとかというところでそういう必要な拠点避難所を設けていますので、そこに配置するような形でまずは取り進めていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。今場所につきまして、幾つか質問と確認をさせていただきました。

次に、2つ目の質問に移らせていただきますが、情報の開示についてお伺いいたします。緊急時の要支援者について、自治会が搬送要請等したくても自治会内のすべての住民の現状を把握しているとは言い難いのではないかなと思います。現在の体制では、自主防災組織をつくっている自治会に対しては、協定を結んだ上で情報を開示するとなっておりますが、自主防災組織をつくっていらっしゃる自治会というのは全部で49のうち連合されているところもあるとお伺いしておりますので、それで19と伺っております。残りの自主防災組織のない自治会に対しても要請があれば要支援者の情報を開示するお考えはございますでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二つ目のご質問で、自主防災組織のない自治会への要支援者情報の開示といいますかということだというふうに思います。災害時、または災害が発生する恐れがある場合の避難行動要支援者については、平成25年に災害対策基本法が改正されまして、避難行動要支援者の氏名、生年月日、住所、連絡先、それから避難支援等を必要とする理由、これを記載した名簿の作成がそれぞれの自治体でつくらなくちゃならないということで義務付けられました。この名簿情報の提供につきましては、災害の発生に備えて避難支援者等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援者等の実施にかかわる関係者に提供するものとされていますが、これは本人の同意を

得たものに限るという形になっております。ただし、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、名簿情報の提供に本人の同意を要しないとされているところであり、また、名簿情報を提供する際には、提供を受ける側の者に対して、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることとされておりまして、さらに名簿情報により避難行動支援者に関する知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。こうしたことから現在、地域組織への名簿情報の提供は自主防災組織のみということにしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。これに関しましては、個人情報保護法との関係もございまして非常に微妙といいますか難しいところなのではないかなと感じております。ただ、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、少なくとも周りの向こう三軒両隣と申しましうか、そのぐらいでしたら人口が密集している地域等でしたら把握は特別いただかなくても住民の皆さんはできるのかなと。ただ、自治会が広がったり、新しく越して来た方ですとか、いろんな住民の皆さまには事情がございまして、何と申しましうか自治会だけでは全部把握していないことというのたくさんあるのかなと。そうしますとどうしても何か事が起これば当たり前のお話ですけれども、まず自分自身の身を自分で守るということで、それを皆さん優先されると思います。ただ、例えば裏のAさん、足がちょっと悪くてみたいなことがあれば当然また見に行かれる方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、どうしてもやはりエアポケットと申しましうか、確認し忘れですとか、いろんなことが起こってしまうのではないかなと、災害時には思われます。その場合には、どのような形で住民の皆さんの安否を確認するのか、自治会にある程度お願いする部分はお願ひするのか、それとも行政側で中心になってやっていかれるのかというのが問題になってくるかと思いますが、その点につきましてお教えいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今申し上げましたとおり名簿そのものは、もうできているのです。それを渡すかどうかということなのですけれども、ですから何かあって自主防災組織でない所で災害が発生して、ないところとかほかでも発生して、そこに名

簿の提供がないということはあるわけですが、それはこちらの機関としては承知しているわけです。ですから、対策に走るということになるかと思います。

例えば、災害で避難ということではありませんけれども、2年ほど前に大雪が随分ありました。そこで、ひとり暮らしの方、高齢者の方が結構おりまして、よく危ないと言われている煙突の煙、それが雪に埋まって逆流して二酸化炭素中毒で死んでしまうということは十分考えられるので、私どものほうの職員が相当数をもってスコップを持って適時回って、その除雪に走ったりとか、そういうようなことはその都度行ったりしています。

そういうこともありまして、自主防災組織を持っている所については、名簿の提供があればそれはお渡しをするような形になっておりますけれども、それは先ほど言いました守秘義務といいますか知り得た情報だとか、そういうことはきちんと守ってくださいということをやっているところです。49自治会あるのですけれども、私もまちづくり懇談会回っていて、皆さんが必要としているかということと実はそうでもない所もありまして、それは集落のほうに行きますと、自治会の人数が10人ぐらいたとか、そういう所も、あるいは極端に言えば3人という所もあるのでありますが、そういう所の人たちからは、もうそういうものはなくてもあそこのばあちゃんはこの状態だとか、じいちゃんはこの状態で今どこに入院しているだとか、最近帰ってきたぞだとか、もうよくわかっているんで、それはわざわざ名簿をもらって対応しようということは必要ないからというようなことを言われたりしています。ですから、比較的大きな町場の自治会というのですか、そこが中心になってくるのかなというふうに思っています。そこにできるだけ自主防災組織をつくっていただくようにしまして、そして対応の協力をお願いしたいなというふうに思っているところです。

それから、ちなみに実は、これは平成26年のまちづくり懇談会のときに、ぜひ自治会の中に自主防災組織を立ち上げてくれませんかということでお話しをしたときに、北海道、それから全国の自主防災組織の状況についてもお話しをさせていただきました。その中でオホーツク管内では、お隣の美幌町が断トツな組織力を持っているわけなのです。当時で、オホーツク管内、市も全部含めての市町村で美幌町は84.9%という非常に高い組織率を持ってまして、そこをやっぱりこれから隣町として参考にさ

せていただくことがたくさんあるかなというふうに思います。そこで、美幌町さんにお聞きしますと、名簿情報を自主防災組織にほしいという要望は少ないというお話が出ていました。それは自分たちのところで承知しているということです。美幌も津別もそうですけれども、対象範囲をちょっと広げ過ぎている部分も若干あるかなというふうにあります、課題として要支援者とした対象範囲が広くて、名簿の中には元気な方もいるものですから、本当に支援を必要とする人の精査というのが必要だと考えていますという美幌町さんのお話もあり、全く津別もそういう状態にもありますので、それらも含めてもう一度見直しをしていく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。この質問をさせていただこうかなと思ひまして、私も美幌町さんにお伺いいたしましたところ、自主防災組織はどのぐらい今美幌町さんあるのですかというお話をお伺いさせていただいたら、67自治会のうち41できていますというお答えでしたので、同じ質問を大空町さんにさせていただいたところ、いやいやうちはまだ本当に始まったばかりなのでということで、まだ2つしかできていないのですというお答えだったものから、場所によって全然違うのだなという実感を持ちました。美幌町さんはかなりそういった面では非常に進んでらっしゃるのかなと、そういう印象を持ちました。自主防災組織に関しましては、PR等々もありますのでこれからもよろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは、次に3つ目の質問に移らせていただきます。町の備蓄基準についてお伺ひいたします。町の備蓄基準について、どうなっているのかお伺ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 防災用品の備蓄基準についてお答えしたいと思います。津別町の防災計画に基づきまして計画的に整備を図っているところですが、この計画書において、家庭で備蓄するものと公共、いわゆる町ですね、町が備蓄するものとに区分しているところです。例えば、家庭で用意すべき備品としましては、飲料水、乾パン、レトルト米などの食料、卓上コンロ、トイレトペーパー、医薬品セットなどとしてあります。また現在、町が備蓄しているものは、飲料水の袋1,464枚、それから毛布600

枚、缶入りのパン 1,248 食、乳幼児用粉ミルク 2,400 食、乳幼児用おむつ 687 枚、発電機 7 台、投光器 7 機のほか、アルミマット、簡易式トイレ、電気が不要のポータブルストーブなど 34 種類となっております。

これらの保管場所につきましては、この大多数を長期間の避難が想定される拠点避難所に保管しておりまして、残りは、役場公用車車庫の並びにあります防災倉庫、それから幸町のお試し住宅裏の職員住宅、それから旧津別保育所に保管し、必要に応じて拠点避難所に搬送することとしています。予測できず不意に襲ってくる大きな災害は地震ですが、これに対し、食料と水の備えは、想定避難者数の 3 日分と言われておりまして、他市町村の優れた取り組みなども参考にしながら今後とも整備を進めてまいる考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。備蓄の状況で、私も資料のほう頂戴いたしまして見させていただきました。先ほどのご答弁の中で、行政のほうで拠点避難所から各避難所へ運ぶということでお話ございましたので、その点に関しましてはよろしく願い申し上げます。また、量についてなのですけれども、今町長がご答弁されましたとおり毛布ですとか、飲料水の袋ですとか、さまざまなものがございますが、これらの量なのですけれども、いつを想定するのかによって総量は大きく変わってくるのかなと思っております。普通に考えまして、一番物があるかなと思いますのが、例えば地震とかが発生するのが真冬の夜中だったりとかするとこれは大変だなと。逆に一番少なそうだなと思うのが、夏場とかの午前中とかでしょうか。これをいつに時期を設定するかによって総量というのは大きく変わってくるのかなと思われるのですけれども、今こちらのほうにいろんな備品、今お教えいただいたとおりでございますが、防災計画見直しの中で整備を進められるということなのですけれども、防災用品は、これは拡充する形で考えておられるのか。逆にもっと少ない状態で縮小する方法で考えていらっしゃるのか。それとも、大体将来にわたっても備蓄はこれぐらいでいいのではないかということで現状維持程度を考えていらっしゃるのかお教えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）　これが一番難しい質問だと思います。どれぐらい用意しておけばいいのかというのは、なかなか決めづらい部分があります。そして、最悪の場合、冬の夜という、これが一番きついなというのはあります。そして、例えば1週間という単位で見ますと、24時間掛ける7日間ですから168時間、1週間ありますよね。職員が勤務している時間というのは40時間なのです。そこから差し引いた分のほうが災害が来る可能性が確率としては高いなという感じを受けています。そういう中で、今度対応すべき人の家がやられる場合もありますので、常時職員が、あるいは消防職員も含めて対応できる状態にそのときなるかどうかというのは、むしろ減算していくほうが当たっているのかなというふうに思ったりしているわけです。それと、どれぐらいの人が避難して来るのかというのもなかなか検討がつかない部分もあるのですけれども、昨年9月26日に実は職員研修を含めまして、札幌防災協会のほうから講師を呼んで、大規模地震発生時の対応研修ということでやったわけなのですけれども、ここで先生が言われていたのは、想定する人数、それについては一つの考え方として旧耐震基準の家に住む人を想定した備蓄品の用意でいいのではないかというふうな表現をされていました。つまり、昭和56年以前と以後で新耐震基準と旧耐震基準があるわけなのですけれども、旧耐震基準で家を建てられた方、ここは倒壊の可能性が高いということですので、そここのところの世帯や人が何人いるのかというようなところから想定避難者数というのをはじき出していったらどうでしょうかというお話もされていましたので、そして食べ物も先ほど3日分ぐらい用意するというのが普通と言われておりましたけれども、この先生は家にいる場合もあるので、避難所に行かないで、ですから皆さんは3日分の食料は自分でまず用意することというのは前提として言われていたわけなのですけれども、そしてできれば避難するときは、その3日分を自分で持って避難所に行くようなことも、お話しされてはどうでしょうかということをお話していました。そんなこともありまして、そこから、これから算出するようなことになります。それはどれぐらいになるのかということになりますので、そういったことも参考にしながら必要と思われる備品の数、徐々に備えていきたいなというふうに思っています。

それと、もう一つその中の例なのですけれども、先ほど1回目の答弁のときにお話

しましたように、いろんな市や町でいろんな考え方、なるほどなというのはたくさんあります。その中の一つに、先ほどお話しが出ていました大空町さんでは、備蓄米、米、これを幾らか用意していきましてだんだんそれが古くなっていくものですから、それを学校給食で使っていると。だから給食に必要なお米と、それから災害に必要なお米を一つにしておいて、古いほうからというか、古くならないように順番に使っているという、そんなお話もされていまして、それもアイデアだなというふうに思いますので、それらも含めましていろいろまたご意見もさまざまところで聞きながら、より身近なものになるような形でつくり上げていきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。正直申しまして、なかなかこれは非常に私もいろいろ考えましたけれども、大幅に例えば備蓄等、じゃあ備えておけば当然安心は増えますけれども、その分だけ当然予算もかかってしまうわけですから、そうするとどうしても住民の方々と町との負担の割合はどのぐらいだいという話も出てきますし、非常にいろんなことが絡み合っていて難しい問題だなと思っておりますので、ぜひ検討をまたしていただき、先ほど町長のご答弁でもございましたけれども、いいものはぜひ取り入れて参考にさせていただいて、また津別町独自の考え方、やり方があってもよろしいかとは思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

それでは、四つ目の質問に移らせていただきます。自主防災組織を立ち上げた場合なのですけれども、自治会でも防災用品は必要なのではないかなと思っておりますが、今度は自主防災組織のほうの防災用品ということなのですけれども、こちらのほうの備蓄状況はどうなっているのかお教えてください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自主防災組織の防災用品の備蓄状況についてお答えいたします。津別町の自主防災組織は、平成26年の段階では、高台町、岩富、それから本町の3組織でしたが、平成26年6月に開催された管内防災担当者会議におきまして、自主防災組織の設立要件が「地域の住民が組織結成に合意し、組織及び活動内容を定める

ことで成立する」とされました。つまり、規約等がなくても設置を認めることとし、一層の設立を促されましたことから、津別町は、「住民が防災に関する関心を高めること」、それから「住民が防災の取り組みにかかわること」、の2点を最優先し、津別モデル8項目の承認による組織の立ち上げを目指すこととしたところです。これにより、本年5月末現在で、自主防災組織は13となり、人口カバー率は51.4%となっているところです。

このようなことから、平成27年度より、宝くじの社会貢献広報事業として行われておりますコミュニティ助成事業を活用して、地域の防災活動に必要な備品を整備することとしまして、全自治会に対して希望調査を行いました。申し込みはありませんでした。理由としましては、備えておくべき備品の判断がつかない、それから手続が煩雑であるなど聞いておりますので、本年度の希望調査の案内につきましては、これらを改善して整備を進めてまいる考えであります。

なお、平成21年度に市街地区自治会の要望によりまして、20自治会に対しまして非常時持ち出し用品セットを各1個配付しておりますけれども、現在も保管されているのではないかとこのように思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。これに関しましては、基本的にはコミュニティ事業のこちらのほうは助成事業のほうですね、こちらのほうのお金をまず使うということで考えていらっしゃるのかなと思います。ただ、その中で今のご答弁にもございましたけれども、申し込みがないというのは非常に寂しいなと思いますので、引き続き提案の仕方ですとか、見せ方ですとか、ぜひ自治会の皆さんにわかりやすいようにPRしていただければなと思っております。

そこで、一つ質問させていただきますが、一番最後におっしゃっていた非常持ち出し袋用品というのは、中身といますか、これはどういったものをお配りしたのかお答えください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、防災グッズということで、24中に入っています。言

いますと、ホームケアはさみ、ピンセット、毛抜き、抗菌綿棒、包帯留め、伸縮包帯 S、M、L、それから伸びない包帯 2 個入り M、ガーゼ 1 メートルと 10 メートル、カットガーゼ、カット綿、これも大きさ 5 メートルと 8 センチ掛ける 16 センチです。それからユウトクカミバン、それからテーピングテープ、カットばん、それから洗眼アイボン、マキロン S、キズカード、キズガーゼ、テラマイシン軟膏、懐中電灯、非常持ち出し袋ということで、これ金額的には全部合わせますと 1 セット 11,478 円ということで平成 21 年の 5 月に購入いたしまして、そのあと市街地区自治会 20 の市街地区自治会だけですけれども配付しているところであります。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。今お伺いしますと中身は医療用品が主なのかなということでお伺いをいたしました。この項目の質問の最後の一つ町長にお伺いさせていただければと思いますが、コミュニティ助成事業は枠がございましたり、購入できないものがあつたりさまざまな制限がございます。近隣の美幌町、大空町では自主防災組織に対しましてそれぞれ 60 万円、50 万円の防災用品購入のための助成がございます。さらに美幌町では、各家庭に非常持ち出し袋、こちらのほうも無償で配布されております。確か 3 カ年か 4 カ年計画だったかと思いますが、こちらのほうで美幌町は進めております。また、大空町におきましては、最初先ほど 50 万円と申しましたが、5 年ごとに更新ということで新たに 10 万円ということの助成も行っており、訓練、避難訓練等々に対しましても助成があるということでお話を伺いしております。

先ほどコミュニティ事業に関しまして、非常に申し出がないということ等も合わせまして手続きが煩雑ですとか、備品の判断がつかないということなのですから、津別町は現在町独自の助成制度をやっておりません。将来的にそのような制度を整備するお考えはございますでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご指摘のとおり、たびたび出ています美幌町さんでも自主防災資機材等購入補助金というのを設置してやっています。これは町としましても遅れをとるわけにはいきませんので、これはコミュニティ助成事業、そういう外からの入

ってくるお金を有効に活用しようと思っけていますけれども、町独自でも対応をとる必要があるなというふうに考えています。それから、今避難訓練の部分も出ていましたけれども、津別町の場合は町のほうが自治会と話をして、あるいは自主防災組織をつくられているところと話をして、かかる費用についてはこちらのほうで出したりしてやっているのですけれども、美幌町さんの場合は、各自主防災組織の訓練というのは独自で自主防災組織独自でやってまして、それに町のほうから人的な応援だとか何とかということ、要請をされて行く場合もあるということですが、基本的には防災訓練は自主防災組織単位でやっているというふうに聞いています。また、自治会連合会のほうが主催となって、地区を4つに分けて、そして毎年毎年ローテーションを組んで、今年はこの地区、来年はこの地区ということで自治会連合会主催として訓練をやっていると。それに町や消防に対して協力をしてほしいという要請があつてお手伝いをするという形を美幌町さんはとっておりますので、それに対してかかる費用の若干の負担だとか、そういうことをされているのだろうというふうに思います。それらも含めてこれから自主防組織が少しずつ増えてきていますので、話し合いを持っていく、有効に機能するために進めていく必要があるかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。災害に関しましては、今すぐこうしている間にも発生するかもしれませんし、10年、20年経っても起こらないかもしれません。しかしながら住民の命と財産を守る体制をつくるということは、やはり自治体の責務なのではないかなと考えております。先ほども触れましたけれども、情報の開示ですとか、自主防災組織等々行政と自治会の連携が不可欠なのではないかなと考えられる部分もございますので、自治会の方々とも話し合いを重ねていただき、よりよい制度の構築をお願い申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

それでは、二項目めに移ります。

○議長（鹿中順一君） すみません。暫時休憩をします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] それでは、2項目めに移らせていただきます。

質問は地域おこし企業人の活用についてであります。津別町の課題を見ますと林業ですとか、介護福祉事業での担い手の不足や町のあちらこちらに見られる空き家などさまざまな問題がございます。それらを解決できる一つの方策といたしまして挙げられるのが移住政策の推進ではないかと考えられます。移住されて来る方が増えれば、家を探してみよう、職を探してみようという方が必然として出てくるからであります。3大都市圏は、人口も多く移住を考えていらっしゃる方も多いのではないかと思います。しかしながら、その移住先に津別町が含まれているかと言えば現状はかなり厳しいと言わざるを得ません。なぜなら残念ながら津別町の知名度が非常に低いからであります。これに関しましては、私も関東に十数年住んでおりましたけれども、非常に厳しいというのを肌にして非常に実感しているところでありまして、正直申しまして津別町のことを知っているという、北海道出身者以外で知っているという方は残念ながらお会いしたことがないというのが現状でございます。

そこでなのですが、さまざまなスキルですとか、人脈、経験持たれている地域おこし企業人の協力を得て、本町の知名度アップをすべきではないかと考えますが町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地域おこし企業人の活用についてご質問がありましたので、お答えいたします。この制度は総務省による「地域力の創造・地方の再生」を特別交付税の財源手当により支援する施策といたしまして、本町で採用している地域おこし協力隊や復興支援員等の制度とともにつくられたものであります。

制度の内容は、3大都市圏に勤務する企業の社員が、そのノウハウを生かして、6カ月以上3年未満地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安全・安心に

つながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏への人の流れを創り出していけるような取り組みに対して財源支援を行うとしております。

対象者は、3大都市圏（東京、名古屋、大阪）での企業経験が2年以上の社員となります。活動地域は、津別町も含まれる条件不利地域や、定住自立圏に取り組み市町村となっております。財源措置期間につきましては、6カ月から3年で、対象経費は、受け入れ期間前に要する経費は100万円が上限で措置率2分の1、受け入れ期間については年間350万円を上限とし措置率100%、企業人が発案、提案した事業に要する経費は年間100万円が上限で措置率は2分の1となっております。

この制度による民間企業のメリットとしましては、新しい形の社会貢献マインドの熟成や多彩な経験を積ませることによる人材育成、キャリアアップにつながるものとしています。地方自治体のメリットとしましては、人口急減社会における人材不足の中、民間のスペシャリストを活用した地域問題解決へのニーズに対し、民間企業の専門知識や業務経験、人脈、ノウハウを活用し、外部の視点や民間の経営感覚を得ながら取り組みが展開できるものとしています。

また、この制度は、平成24年度からありました「若手企業人 地域交流プログラム」と平成25年度にできた「シニア地域づくり人」を統一いたしまして、26年度から行われている事業であり、26年度の全国実績は16団体21名となっております。

昨年、企業の資本金用件の撤廃など、制度の見直しがされたこともありまして、既に行われている例を参考に、本町におきましても、活用できないか検討したところですが、実際には企業において研究・開発等を行いたい事業が地方自治体で取り組んでいる内容とうまく合致して初めて協定を結び進むことができるものと考えます。

この制度を活用するためには、まず地域のニーズをはっきり示し、該当する企業を探す時間と費用が必要となります。また、別の側面としては、既に官民合同で研究を行っているものに対し、財政支援を行うことによって、官民連携を推進させようとする制度でもあると言えます。

企業側も人材不足の中、なかなか取り組みにくい制度ではないかと思っておりますけれども、本町は筑波大学や土木学会等と連携を行ってきている実績がありますので、企業のノウハウを使えるような機会がありましたら、この制度を活用し、津別町の知名度

アップ、さらには移住政策につながればというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] ありがとうございます。なかなか一朝一夕にはいかないのかなと思いますが、非常に制度としては面白いなと思うところもございますので、今後とも研究と言いましょか、ご検討いただいて、できる機会がございましたらぜひとも津別町でも導入をしていただければなと思っております。

時間がまいりましたので、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 次に、6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先の通告にしたがい一般質問を行わせていただきます。

まず、我々新人議員に度々勉強会を開いていただきましてありがとうございました。

それでは始めさせていただきたいと思います。事前に配付しています資料を使いながら説明させていただきたいと思いますので、資料の1番と2番をご覧ください。資料の1番は、近隣市町村の水道料金の金額を表したものです。2番は、その金額より算出しました使用量別の金額となっております。津別町は、基本水量が10トンでございますので、ちょうどその資料で申しますと真ん中のところに位置するところであります。

水道料金と基本水量の見直しについてお聞きいたします。津別町の水は、上里の湧き水を原水として1日の給水量も最大5,000トンと豊富な自然の恵みになっています。町民のアンケートやワークショップなどでも津別町の魅力の上位には、おいしい水と挙げられています。しかし、片や水道料金については近隣の市町村から見ても基本料金、超過料金共に高く、特に基本水量10トンであることから、高齢者などを含む一人暮らし世帯の負担は強いと感じます。今年度は見直しの年であり、水道料金と基本水量を下げる考えはないのかお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 水道料金と基本水量の見直しについてお答えをいたします。

水道料金の改定につきましては、平成 18 年 10 月の津別町上下水道運営審議会答申に基づきまして、本年度が見直し検討年にあたることから、去る 6 月 2 日に「水道・下水道運営審議会」を開催し、これまでの経過を確認し、料金改定の検討を願いたい旨の協議を行ったところです。

ご質問のとおり、津別町の水道料金は、オホーツク管内においても高い水準にありますが、これは昭和 38 年に設置の美都水源からの供給をより良質でおいしい水を提供するため、昭和 59 年に上里水源に変更したことから、このときの設備費が大きく影響していることによるものです。

水道事業は、収益的支出を料金で賄うこととされており、これにより収支バランスを図るのが企業経営の前提となっています。収益的支出の内容は、職員給与費、修繕等の経常経費、減価償却費及び支払利息で構成されていますが、このうち減価償却費が最も大きな比率となっております。

この減価償却費は、管路や施設等の工事で取得した固定資産を償却年限で除したものを毎年費用として計上するものですが、今後、上里導水管と高台配水池の更新を行った直後の平成 34 年をピークに徐々に減少していきませんが、経常経費は赤字が続く見通しです。そうした中、先の委員会で説明しましたとおり、新たな財源として美都からの工場用水を使用する会社が水道に切り替えた場合、黒字に転ずるものと見込んでいるところです。

これにより水道経営計画期間中の 10 年間におきましては、水道料金の改定を行う必要はないものと考えています。しかし、人口減少に伴う収益減や先に述べました新たな財源が確保できない場合等のリスク要因を踏まえ、値下げをするということについては慎重にならざるを得ないと考えているところです。

次に、水道基本水量の見直しについてであります。基本料金を 10 立方メートルから 8 立方メートルにしてはという検討につきましては、平成 18 年の審議会においても検討されたところですが、基本料金をそのままにすると利用者の負担増となり、逆に基本料金を下げると町の収入減となります。当時は自主自立計画を背景に、料金改定イコール値上げやむなしとの状況にもありましたが、改定率が大きくなると、子育て世帯など 10 から 20 立方の使用世帯の負担が大きくなることから、現行の 10 立方メー

トルとしたところであります。

そうした背景がありましたが、8立方を基本とする管内の自治体は約半数ありますので、この件につきましても再度検討を行ってまいりたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、この8月上旬に開催を予定しております第2回水道・下水道運営審議会において、濱端隆一会長に対しまして、下水道使用料の改定とあわせ、正式に諮問することとしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 今のお話をお聞きしますと、全体的には料金が高いという事実がありながら、下げれば町としての財政が苦しい状況になると。審議会というものがあるわけですから、そこにはお諮りすることとなるのでしょうか、現状としては、現状の料金維持を進めていく考えという感じの答申にお聞きしています。

水道料金とは、生活の基盤になるものでありまして、電気やガスやその他の公共料金と同じようにだれもがかかわる生活の基盤となっています。町が決められる数少ないそういう事業であると思われまますので、この基本水量8トンという問題もですけど、調べる限りによりますと、津別町の世帯は今2,400世帯約ありまして、そのうち高齢者も含めます単身世帯は980世帯と実に40%が1人世帯というふうに町の統計ではなっています。8トンがいいのか10トンがいいのか5トンがいいのかという問題は使う方それぞれの環境によって違うとは思われるのですが、できるだけやはり生活の影響のないような形で進めていっていただきたいというふうに思います。私のつくりました資料におきましても10トンが真ん中のところがございますが、左側の8トンというところは色分けされている部分が8トンないし従量料金と、使った分がそのまま料金になるような町の仕組みになっていまして、黒抜きの津別、置戸、斜里といったところが10トンの算出になっていますが、津別以外のところは基本的に10トンとはなっていますが基本料金がもともと低いという傾向がございます。その部分も踏まえましてお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 管内状況も含めまして、こちらでも承知しているところです。各町村とも改定をする場合、他町村はどんなふうになっているのかなということ電話等で照会がくるわけですけれども、その調査をした町村は水道料金に限りませんけれども、それは皆さんで共有しようということで、よくある形なのですけれども一覧表にしたものを聞き取りをした町村が皆さんのところに配布するという形になっていまして、手元のほうには一番最近の部分では平成27年の6月段階で調査が行われていた斜里町さんがいろいろ調査をいたしまして、3市15町村全部の状況について下水も含めて調査の取りまとめをしているところです。そういう中で、それぞれのところかけている投資内容もいろいろあると思います。以前から質問等でもありましたけれども、例えば木樋方面でいけば水道がないものですから、あるいは東岡だとかですね、そういう所の未給水地域対策というようなことが出て、地域からも出ていたわけですけれども、その管を引っ張っていくと、また莫大なお金がかかるということもあって、それを水道料金に転嫁するとなると、かなり無理がありますので、別な方法として井戸を掘ったりとか、そして今飲んでいる水が適正なものかどうかというのを調査する、保健所に持って行って見てもらう費用だとか、そういったものを新しく制度をつくって、こちらのほうをご利用くださいということで進めているところです。

そういった中で、いろいろご意見あるかというふうに思います。18年の答申のときも、いろいろ当時のやり取りを見ますと、かなりいろんなヒートアップした議論がさまざまありました。平成3年から当時は15年間ずっと料金を据え置いていたということもあって、そして合併から離脱をして、そして自前で行くぞということで、当時の財政状況から含めて上げざるを得ないというところに、もっと詳しい内容が書かれておりますけれども、大筋でいけばそのようなことになっていくのかなというふうに思います。そして今、状況もまた少し変わってきていますので、これは審議会の中でまた議論をしていただいて私のほうに諮問をしますので答申が来ると、その答申どおりいか、あるいはその答申とは違った一部変えて条例化していくのかというのは今度私の段階になります。それを提出したときに、今度皆さんとまたそのことについて条例改正について料金改正、それをまたこの場所で議論をするということに順序立てて

なっていくこととなりますので、まずは現在の管内状況だとかさまざま含めまして、さまざまな資料を審議会の皆さんにご提示いたしまして議論をまずはしていただくという順序になっているということでご理解をいただきたいと思います。

なお、その際に以前もあったのですが、ここの審議会には実は議員さんが3人ほどこの審議会には入っていたわけなのですけれども、ご承知のとおりそれ以降、なかなかそういう審議会に議員さんが入って、そこで決めて僕に答申したことをとやかく言いつらいというものもありまして、これはいろんな審議会、委員会ありますけれども、国の法律等で定められた、これは市議会議員さんとか町議会議員さんは入れなくては行けませんよというものについては入れますけれども、それ以外の町が任意で行っている部分については町の規則だとか要綱で決めて議員の皆さんを入れている部分については議員の皆さんのほうから抜けたほうがいいんじゃないかというお話もありまして、今ほとんどそういう審議会や委員会には入っていない状況だと思います。ですから逆に言いますと、答申があつて私のほうでそれを受けて、そのまま出すか変えて出すかは別にしまして提案を皆さんにさせていただいて、そしてここでまた議論をするという順序になっていきますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 今答申ということがありましたので、そのことについてお聞きしたいと思います。以前よりこの問題が話された経緯は議会であると思われるのですが、その答申と諮問についての話がよく出ておりました。当然答申に対する考えをまとめて、またそこに諮らなきゃいけないという部分があると思うのですが、私がない中で考えるとすれば、当然諮問するわけですから、答申を見て諮問するわけではなく、当然諮る段階ではある程度の思いをデータなり数字なりも、もちろんそうでしょうが、町としての考えを諮った上で答申が出てくるといふふうに私は考えるのですが、今のお話を聞く限りでいうと、まず答申を見て判断するというお答えをいただいているように思います。当然、情報としてはデータを出して諮るわけですから何も出さずに決めろということではないのは承知しているのですが、やはり今私がここでお伝えしたいのは、やっぱりここで話をした内容も含めて、やはりそういう中のものを諮問していただきたいという思いがあります。ぜひよろしく願いいたします。

その中で、料金の中に超過料金というものがございます。当然、基本料金が定められているわけですから、この基本料金を超えた部分が超過料金となるわけですが、町長さんの答弁にも世帯が多くなるとその超過料金によって水道料金、負担が大きくなるという話がありましたが、3人世帯、4人世帯になるにしたがって当然使用量は20トンを超えて増えてまいります。町の考えとして基本料金は当然私も考える事業収支を考えた当然基礎的な部分であるのは承知しているのですが、超過料金の部分については当然そこを超えた部分でありますので、純粹に水の料金といいたいまいしょうか、ある程度近隣を見た時に、やはり近隣の中で突出して高い超過料金に津別町はなっておりますので、その見直しについての考えは町長さんは、おありなのかどうかお聞きします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、どうこうということはちょっと申し上げられないのですけれども、これは8月に諮問をするにあたってさまざま資料だとか、こういう状況です。先ほど1回目に答弁しましたように、上げる状況にはないということでプラス要素も出てきたのでというような、人口減少していつていますから当然支払う人たちの数が少なくなってきましたので、そういったものを含めてどう見ていくかというのは、こんなふうに思いますというのを当然8月の諮問を諮る上ではお示しする、お伝えをする、そして6月議会では議員の方からこういうご意見もございましたというようなことを含めて諮問をしていきます。それらを審議会の皆さんが判断をして、そして、こういうことが一番いいのではないかという答申が諮問に対してされるわけですが、それを待って、そしてなるほどそのとおりですねということになるのか、あるいはもう少しここは何か対応していった方が、例えば審議委員さんの意見が何回かやり取りがあると思います。そういう中で諮問していますから私がおの場所に出るといことになりませんので、会長さんを中心に審議されて答申書が私に渡されることとなりますので、そこで言いづらかった部分だとか、それから、そういうまとめ方をしたけれども、やはり少数意見としてこういうものがありましたねというようなことを踏まえて答申どおりにするかどうかというのは、今度私の判断になってきますので、今超過料金をどうするというようなことはちょっと申し上げにくいので、

そういうことで答弁に代えさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。少し財政面の話が出ましたので質問させていただきます。以前より当初赤字が見込まれる予定だったものとして、水道料金、今まで幾度となく改定になってきているとは思いますが、当然一番、津別町としては人口減少という問題が上げられております。町長も町政方針に人口減少に一喜一憂しない確かな取り組みとあるように、そこは津別町だけではなく近隣の市町村も抱えている大きな問題ではあります。それ以外として簡易水道との統合を控えてという部分の赤字も見込まれておりました。簡易水道事業が新たな津別町簡易水道事業となり、有利な財源が確保されたというふうに私は認識しているのですが、当然、全く町の持ち出しがないという思いではなくですが、上里導水管並びに高台配水池更新なども委員会などの話では補助金や有利な過疎債、過疎債というのは私も勉強会で教えていただきましたが、7割が交付税として戻ってくるような形になっているそうでございます。確かに持ち出しするときには大きな赤字となるのですが、当然その部分も考慮した上で判断していただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 3月の時から、また上水と下水が一緒になりましたので、そういうようなことから今度は具体的に今推計としてずっといろいろ出ていますけれども、個別に設計が入ってきますと、例えば今年導水管、上里からちょうど佐野さんの所まで、あそこまで約10キロほど取り換えるような形になりますけれども、その設計が始まってきますので、それに推定金額というのは多分これぐらいでしょうというのはありますけれども、実際の設計が出てくると、こうこうこうなりますというようなことがあります。ですから、そういうものを見て、それに対して上水道でしたら補助金はなかったのですけれども、若干ですけれども簡易水道になって少し補助金が出る、なおかつ過疎債の部分もそれにあてがわれていくということでもありますので、だから7割見てくれますけれども3割は返還していくわけですから、そういったところを含めてきちっとしたものがこれから数字として出てきますけれども、できるだけそういう有利なものに該当させていこうという思いでこの間ずっと取り組みを進めてきてい

ますので、それに今はまってきているという状態ですので、考え方は変わらず、形上も簡水のほうと合併しましたので、そういう方向で進んでまいりたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 ありがとうございます。

財政面の大きな中に減価償却費がございます。当然借りたものを返済しなきゃならないので、それを計画的に返済されて、現在も順調に進んでいるというふうに私は見ておりますが、計画の中にもありますように新たな小水力発電の導入の計画などがございます。確かに必要な部分はあるとは思いますが、私が考える部分について言いますと、今の答弁にもありますように財政を大きく負担する部分でありますので、当然、町民に対する還元を一番と考えた先の結果でなければいけないと思われるのですが、どのようにお考えですか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 小水力発電はもう3年、4年前ぐらいからいろいろお話が出ていまして、電力の購入というのがあります。それで当時、北電さんの子会社のほうで見ていただいたわけですが、当時は確か記憶では10年程度で投資額のほうは回収できますよというお話もされておりました。そうであれば、その後またずっと使っていけますので、長い目で見ていけば、これは町民のためになるのではないかという判断で、やるからには個別じゃなくてセットでやっていくと経費等も軽減できるのではないかというような考えでいたわけですが、今いろんなところで自治体もそういう形で進めているのを聞いています。やり方もさまざまあるようでして、ほとんど町が持ち出しをしないという形もやっている所もさまざまあるようですので、これはこれからこちらとしても負担が少ないほうがいいわけですし、そしてメリットがあればそれに越したことはありませんので、それはこれから、「これ、いけるね」ということをしっかりつかまえて、当然やる時は、また皆さんとも所管の委員会でご相談することになりますので、進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 ありがとうございます。

水道のビジョンについてのお話なのですが、当然、答申を受けて今10年計画という

ことで進んでいるようにお聞きしています。今町長さんがおっしゃったように暗い話題、明るい話題さまざまある中で当然計画をされるわけですので、ビジョンとしては、随分暗い話題、言ってみるとかかる経費や人口減少などにおいて随分重きを置き、当然なければということの話は当然出てくると思うのですが、明るい部分についてはやや抑え気味かなというふうにお見受けいたします。18年の答申により水道ビジョンが今上水10年、下水5年というふうには私はお聞きしているのですが、その企業の部分の工業用水についての部分が4年後に控えている中、水道の会計部分も大きく変わってくると思うのですが、多分お答えの中では答申をいただかないと、というお答えになるかと思うのですが、諮問する部分について、今この上水10年、下水5年という部分を合わせて上水も今簡易水道ですが5年というふうにするお考えはございませんか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その年限を諮問の中で出すかどうか、こちらから言ったほうがいいのか、それとも当然、審議会の中で次の改定時期はこうあるべきじゃないでしょうかというようなことは当然そこで議論されますので、それはこちらから3年後だとか5年後というようなことを言っていていいかどうかということも含めて検討させていただきたいというふうに思っています。

また、この水道料金だけじゃなくて、例えばいろんな所の使用料あります。例えば中央公民館を使ったりとかいろんな使用料があります。これも何年に一度は見直しをしていこうということで、その時期が来たら検討することになります。結果として上げない場合ももちろんあります。ただ、それはスルーするのではなくて、その時期が来たら今時期がこういうふうになっているので値上げすべきなのか、据え置きなのか、あるいは値下げなのかということは、その時期が来たらちゃんと話をすることです。方向性としてはそれは何年がいいのかというのは審議会の中で、こちらのほうからちょっと出していいものかどうかは8月の諮問までに考えさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 ありがとうございます。

ぜひその部分も生かしていただいて審議会に諮っていただきたいと思います。本年

度は料金改定の年でもありますし、その部分で注目される部分もございますので、私も今後、この今家庭用水だけでなく営業用水や工業用水についても関心事項でございますので、いずれかの定例会などでまたお聞きすることがあると思っておりますので、その折はよろしくお願いたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、奨学金返還支援事業の対象者拡大についてでございます。お手元の資料3をご覧ください。この制度は今年度から地域振興のための助成制度として始まり、地方創生移住定住者促進の観点からも期待される制度です。資料3を見ていただき、奨学金を10年で、奨学金いろんな返済のパターンがあると思うのですが奨学金を10年で返済する方をモチーフとしまして、いろいろな形で3パターン表しております。同一人物として見ていただければ結構でございます。まず赤いグラフからご覧ください。赤いグラフは、今年度対象になった方、基本的に今年度29年4月1日ということで対象になった方を表しておりますので純粋に対象者になる方でございます。現在5名が申請されていると私は聞いております。

そこで次の点について、この制度の対象者を拡大できないかお伺いたします。

1番目に青いグラフでございますが、平成29年4月1日以前より津別町で就労し居住している方についてでございます。現状29年4月1日に就労並びに居住という形が対象の制度になっておりますので、それ以前より就労していますが、津別町内には依然として住んでいる方でございます。ぜひお聞きしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 二つ目のご質問の奨学金返還支援事業の対象者の拡大についてです。この制度は、本年度より導入した支援事業でして移住・定住促進、それから企業等の人材確保、Uターンの助長などを期待するものでありまして、既に議員ただいまおっしゃったとおり5名から申請や問い合わせがきているところです。

制度の導入にあたりましては、昨年8月31日に開催の総務文教常任委員会、さらに9月16日に開催の全員協議会におきまして制度案について内容を説明し、意見をお伺いした結果を補助要綱として告示いたしまして、パンフレットを作成して企業へ配

布するとともに、ホームページや広報紙で周知したところです。

委員会や全員協議会での意見の中には、渡邊議員が指摘する対象者について同じ意見がありました。全員協議会での質疑の中で、後に転入した方を入れてはどの意見があり、回答としましては制度設計上は考えたものの対象者が広がりすぎることで、まずは新規の人材確保のための制度として進めたい旨を担当者から説明させています。制度として限定的なスタートになりますが、費用対効果を見ながら制度の変更はあり得る旨の回答をさせていただいたところです。

また、今回の議員からの提案でもあります、既に津別町に在住している方についても制度設計の際に、対象にするかどうかの検討を行いました。遡及適用になることが制度的に一番の難点となります。実際には、就業状態の確認、居住の確認、奨学金の返済状況等、多くの事例が予想され、課題が多いことから公平性の観点からも、本年4月からの適用とならざるを得ないものと判断させていただいたところです。

また、当時の全員協議会の質疑の中で、私からも津別に来て、津別に住んでもらうという時点から始めたい旨のお答えをさせていただいたところです。

これは補助事業全般について言えることですが、制度導入時前後の不公平感は十分理解できますが、遡及するにしましても期限を設けることになるため、その期限前後においても不公平感は生じることから、遡及は行わないものが通例となっているのが現状でありますのでご理解をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） ありがとうございます。

制度ですのでルールを決めて、そのルールの中で対象になるならない、当然あることだと思います。以前よりそういう形があるのは承知しておりますが、見ていただくように津別の移住・定住者対策ということでございます。一度きりの渡しきりの制度ではなく、10年間という年月をかけてその方を支援していく制度でございます。できるだけ予算のことは確かにあるとは思いますが、温かい目で見ていただいて津別の将来の、奨学金というのは皆さんご存知のとおり若者の返済制度でございます。働き出して奨学金を返していく中で、その方をサポートしていく制度でございますので、ぜひ広く開かれた、どちらかというと狭く閉じるものではなく、広げていっていただ

きたいと思います。2番目についても今答えをいただいたような形にはなってしまいうのですがお話しさせていただきます。

この制度を見まして、津別町に住んでみたいと思われる方も中にはいらっしゃると思うんです。今町長さんがおっしゃったように、働いて住んでという部分を大事にスタートという話はあると思うのですが、この10年という長いスパンにおいて2年目であろうが1年目であろうが3年目であろうが、この制度を見て津別町に越してきたいと、津別町で働いて近隣の市町村から通っては来ていましたが、来たいという方も当然制度の拡大の中には含まれるのではないかと思うのですが、率直な町長のご意見をお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど一番最後に言いましたけれども、こういう助成制度を設けるときに、やはりどこでどの時点からというときに、そこから前の人たちというのは非該当になってくるところというのは、そしたらもうちょっと広げてよとかいろいろ必ず出てきます。今は形を変えてやっていますけれども、以前も6年ぐらい店舗を改修したりとか、あるいはいろんなものを商店も含めて工場もそうですけれども、そういう投資をする際に助成制度を設けてやってきました。今でも言われるのですけれども、その前の建てた人からは非常に不公平感があって何で該当にならないんだということは、いまだに言われることもあるのですけれども、やっぱりどこかで線引きをしないとなりませんので、どうしてもこういう問題は付きまってくるのかなと。少し拡大すると今度拡大したこのところの前後でまた不公平感が出てくるということで、常々こういうところはある意味割り切るより仕方がないなというところなのですけれども、先ほどもお答えしましたとおり、この実際に始まったのはこの4月からです。4月、5月、今6月ですので、どういうふうなことになっていくのかと、どういうものが要望等もこれから出てくるのかということも見極めていかないとならないと思いますので、それをはっきりさせないと全員協議会を含めてこれでいこうとって今進めている内容でありますので、そこにはやっぱり変えていくための根拠といえますか、それと必要性というのですか、ここまでにしようというようなことというのは当然出てくると思いますので、心情面としては非常に理解ができるのですけれども、

制度の変更はあり得るということで以前回答させていただいておりますので、俗に言う費用対効果も見ながら時期がきましたら、それは来年かと言われたら、なかなかすぐにはお答えできませんけれども、そういった一定の事業を進めていく中で成果を見ながら、こういう状況であるので町としてはこう考えますけれども、いかがでしょうかということでもたまたまお計らいをしていきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。

当然、考える中でいろんな方を想定して、いろんな方に意見をいただきながら、私もこういう話をさせていただいております。同じ職場の中でも当然今年入ってきた方と、去年からいた方、そして今お話ししたように途中から津別に越してきた方、いろんな条件がある中で、私も当然津別に里帰りしてくるときには、その半年か1年ぐらい前に時限立法で津別に帰ってきたら何十万という制度があったそうです。私は帰って来た時、その対象にならなかったのでもう一度はいいませんが、当然、半年先に帰って来ていればなんていうその当時悔しい思いは多少ありましたが、当然、時限立法なので私は対象にならないということであきらめて日々過ごすわけですけども、この制度で私が言いたいのは、10年という長いスパンで、1年で渡しぼっきりでなく、10年間続けていく制度なわけです。そうすると当然、私が急いでいる理由は、以前より津別に住んでいる方は毎年、毎年その10年というリミットが私の考えですけど過ぎていく中で、確かに制度を決めていろんな状態を考えながら新たに更新していかなくちゃいけない部分はあると思うのですが、ぜひその部分を温かく広げて、確かに何人になるんだろうなんていう話になるとわからないことではあるのですが、ぜひそういう部分を対象に入れていただきたいと思うのですが、最後にお聞かせいただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員の周りにも恐らくこれの非該当になる方がおられると思いますし、もしかしたらその方、私の所属するところの同じ人なのかもしれませんけれども、そういうことというのはまああることだというふうに思っております。とりあえずは、やはり10年間というのがありますけれども、途中で転出されればそれで3年目に転出されればそれで終わりということにもなります。ずっと住んでいただいて

10年間見ますよということですので、そういうふうな流れがもう少しやはり見させて
いただきたいなと思います。その間、自分が今、広げてくれれば対象になるのだけれ
ども、例えば3年後に対象になったとしたらそれは何かパスされたと同じになっちゃ
ったということも当然あるかというふうに思いますけれども、それらも全部調べた上
でやるかということになると、なかなかやってやれないことはないかというふうに思
いますけれども、難しいかなというふうに思っています。

これはなかなか今人手が足りないというところに起因してしまっていて、町内の工場だ
とか会社を回って歩きますと、まず人が来ないということがどこの社長からも言われ
るわけなのですけれども、そういう中で、こういう制度を設けて、そして津別に移住
してくれる、あるいは戻って来てくれる、もちろんそれは奨学金を借りている人だけ
の話なのですけれども、そういうものを一つ制度として人材確保といいますか、人手
不足に対応するために、そういう制度を設けて進めていこうというふうに考えている
ところでもありますので、それまで住んでいる方等につきましては今すぐということに
はちょっとスタートした上で、じゃあスタートするときの考え方はどうだったのさとい
うところにまた戻ってしまいますので、少し様子を見させていただきたいと思いま
す。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ありがとうございます。

ここに交付の要綱がありまして、目的に人材の確保と定住促進を図り若者の雇用の
促進と産業の振興に寄与することを目的とすると書いてあります。崇高な理念があり
まして私も引っかけたところは、この「新たに」というこの一文だけでございます。
この三文字の部分で対象者が何人になるのか、広がるのか狭まるのかという部分が今
後津別の町にとって大きいことでなければいいと思ってこの質問をさせていただいて
おります。

ぜひ考慮いただき、また新たに変更があるときには、その部分も付加させていただ
いて、よろしくどうぞお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の議決・宣告

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会いたします。

明日は、午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時17分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員